

# 消防の広域化について

---

令和8年3月27日（金）  
消防庁 消防・救急課

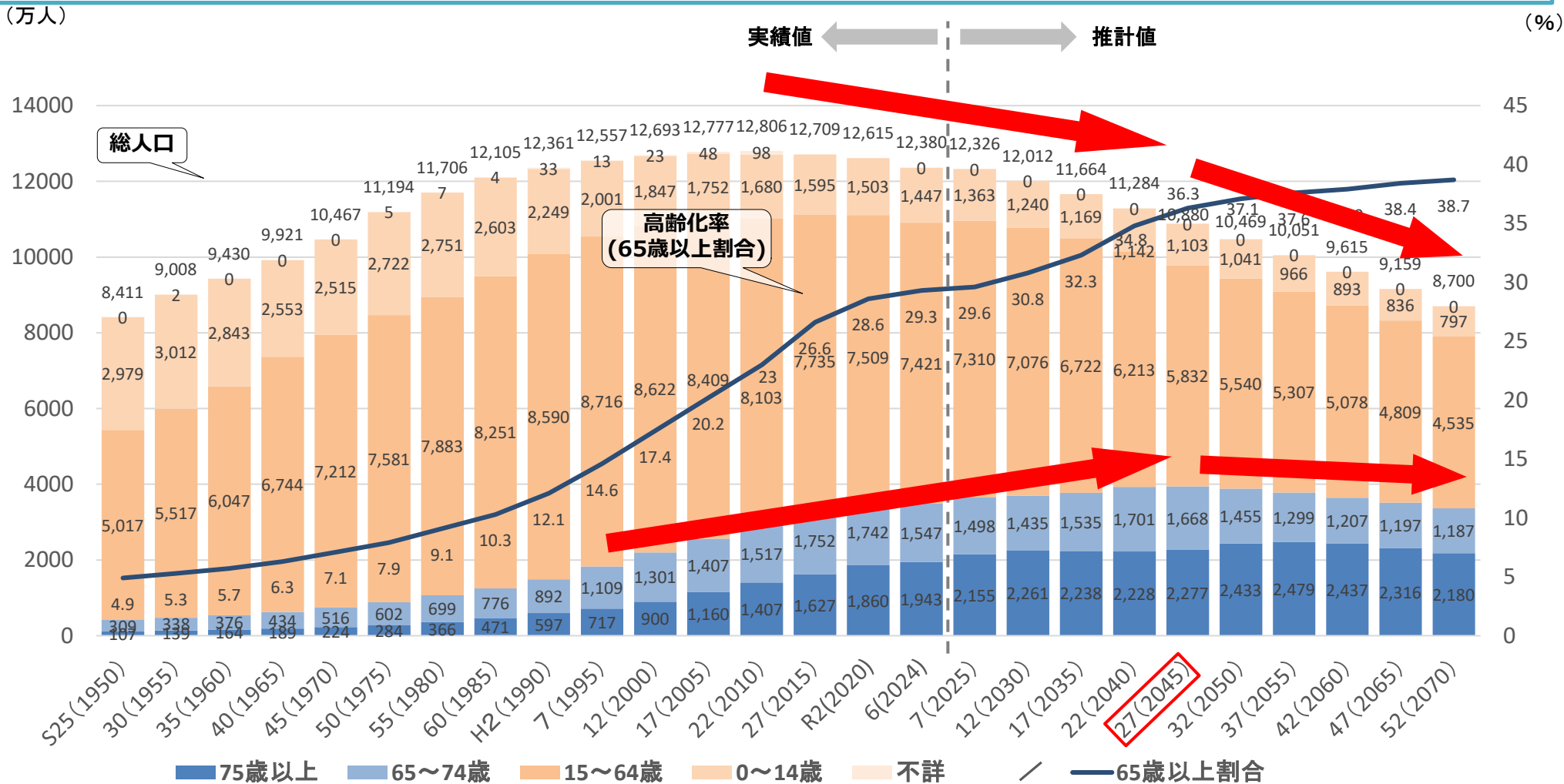
# 目次

1. 我が国を取り巻く環境の変化
2. 消防における体制と課題
3. 消防の広域化について
4. 消防の連携・協力について
5. 国の支援策

# 1. 我が国を取り巻く環境の変化

# 人口減少・少子高齢化

平成22年国勢調査以降、総人口は減少の見通しである一方、救急需要が高い65歳以上の高齢者人口は令和27年まで増加し、その後もほぼ横ばいの見通し。



(注) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人及び昭和30年70歳以上23,328人は不詳に含めている。

(令和7年版高齢社会白書より作成)

※2020年までは総務省「国勢調査」、2024年は総務省「人口統計」(令和6年10月1日現在)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

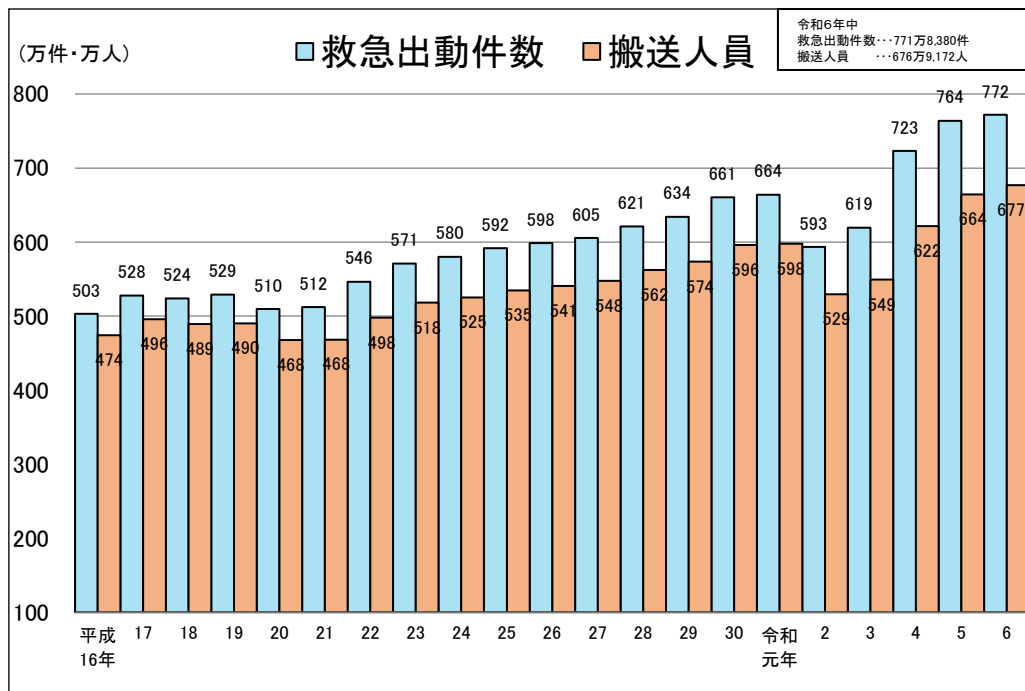
# 救急出動件数等の状況

○ 令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数と搬送人員は、集計を開始した昭和38年以降、最多となった。

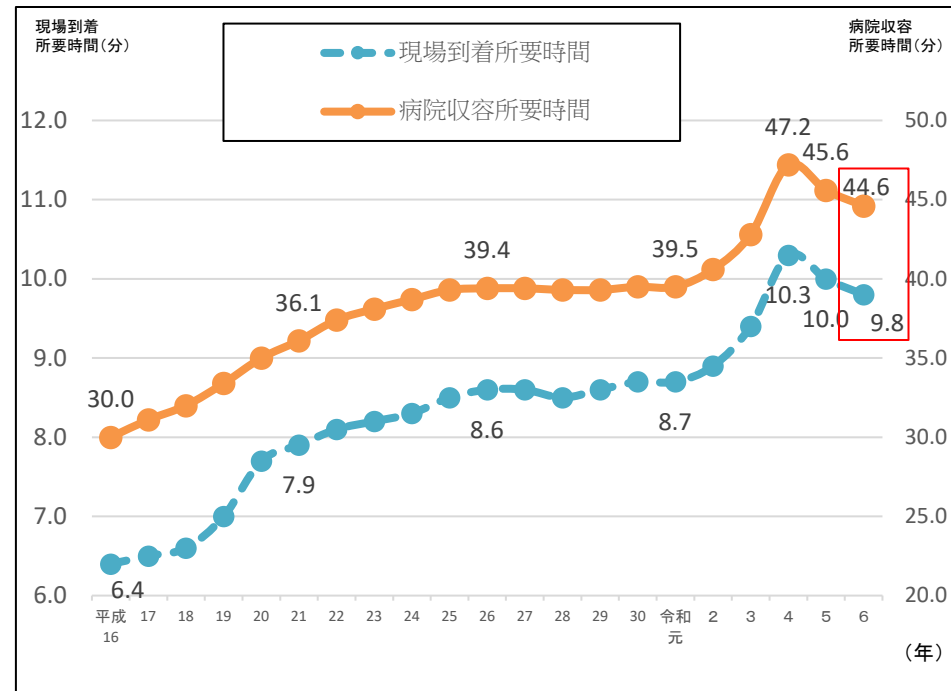
【救急出動件数】約772万件(対前年比+1.0%) 【救急搬送人員】約677万人(対前年比+1.9%)

○ また、令和6年中の現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)の平均は約9.8分(前年約10.0分)となっており、新型コロナウイルス感染症禍(以下、「新型コロナ禍」という。)前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している。また、病院収容所要時間(119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)の平均は約44.6分(前年約45.6分)となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約5.1分延伸している。

(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



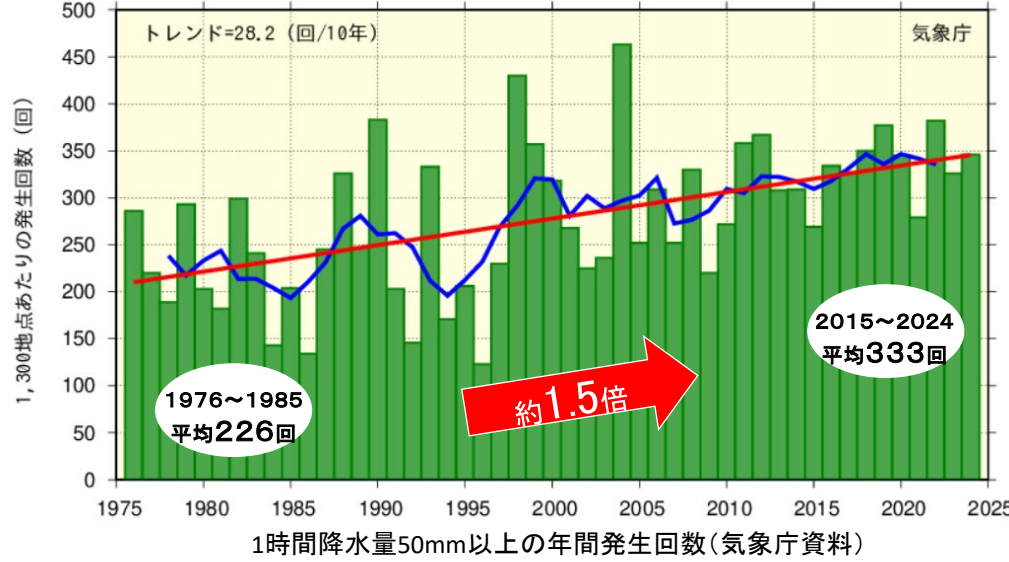
(2) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



# 風水害の「局地化」「集中化」「激甚化」

- 近年、時間雨量が50mmを上回る雨が全国的に増加しているなど、雨の降り方が**局地化・集中化・激甚化**
- 「令和5年6月29日からの大雨」、「令和6年9月20日からの大雨」等、豪雨による甚大な災害が発生している。
- また、「令和6年台風第10号」といった台風によっても甚大な災害が発生している。

## ■ 大雨の発生数の増加傾向



- アメダスで観測された**大雨の発生数**(1時間降水量50mm以上の発生回数)は、**増加傾向**。(注1)、(注2)
- 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第6次評価報告書は、地球温暖化の進行に伴い、**大雨はほとんどの地域でより強く、より頻繁になる可能性が非常に高いと予測している**。(注3)

注1:統計期間は1976~2024年  
 注2:これらの変化は地球温暖化に伴う変化と整合していると考えられるが、アメダスの観測期間は49年程度と比較的短いことから、地球温暖化との関連性をより確実に評価するためには今後のさらなるデータの蓄積が必要である。  
 注3:IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書(2021年8月公表)の見解

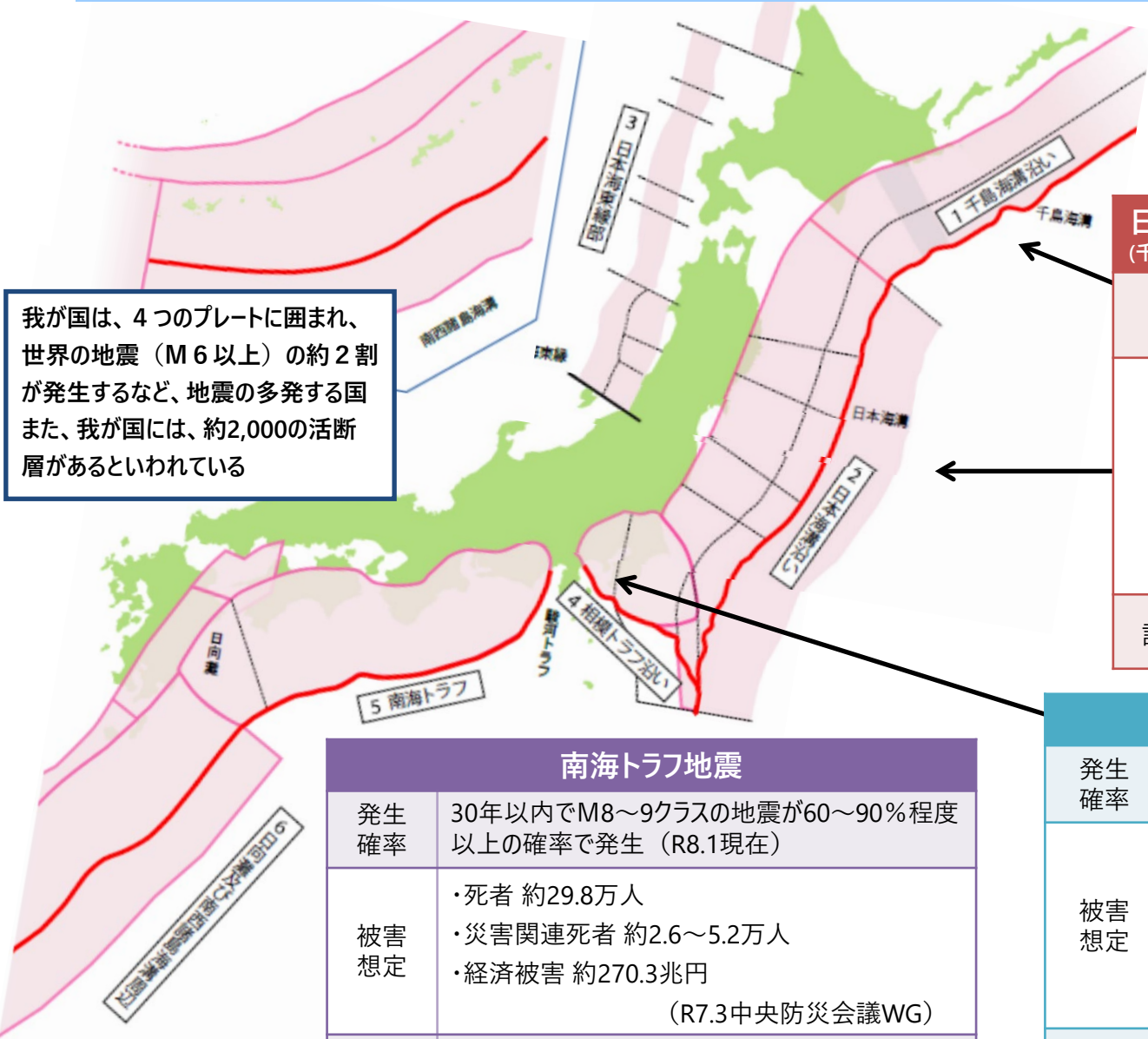
## ■ 近年の風水害 (R7.4.1現在)

災害	概要
令和2年7月豪雨	梅雨前線が長期間停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で記録的な大雨。死者84人、行方不明者2人、住家被害16,285棟
令和3年7月1日からの大雨	梅雨前線が、6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本にかけて停滞した。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。死者28名、行方不明者1名、住家被害3,503棟
令和5年6月29日からの大雨	6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、各地で大雨となった。死者11名、行方不明者1人、住家被害7,985棟
令和6年台風第10号	動きの遅い台風や暖かく湿った空気が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、複数の観測地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新した。8月28日から31日にかけて、鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県で線状降水帯が発生した。死者8名、住家被害5,844棟
令和6年9月20日からの大雨	9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、21日は前線上の低気圧が日本海を東に進んだ。また、22日には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。死者17名、住家被害2,068棟

# 今後発生が懸念される主な大規模地震

「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」海溝型地震の長期評価等より作成

我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震（M6以上）の約2割が発生するなど、地震の多発する国  
また、我が国には、約2,000の活断層があるといわれている

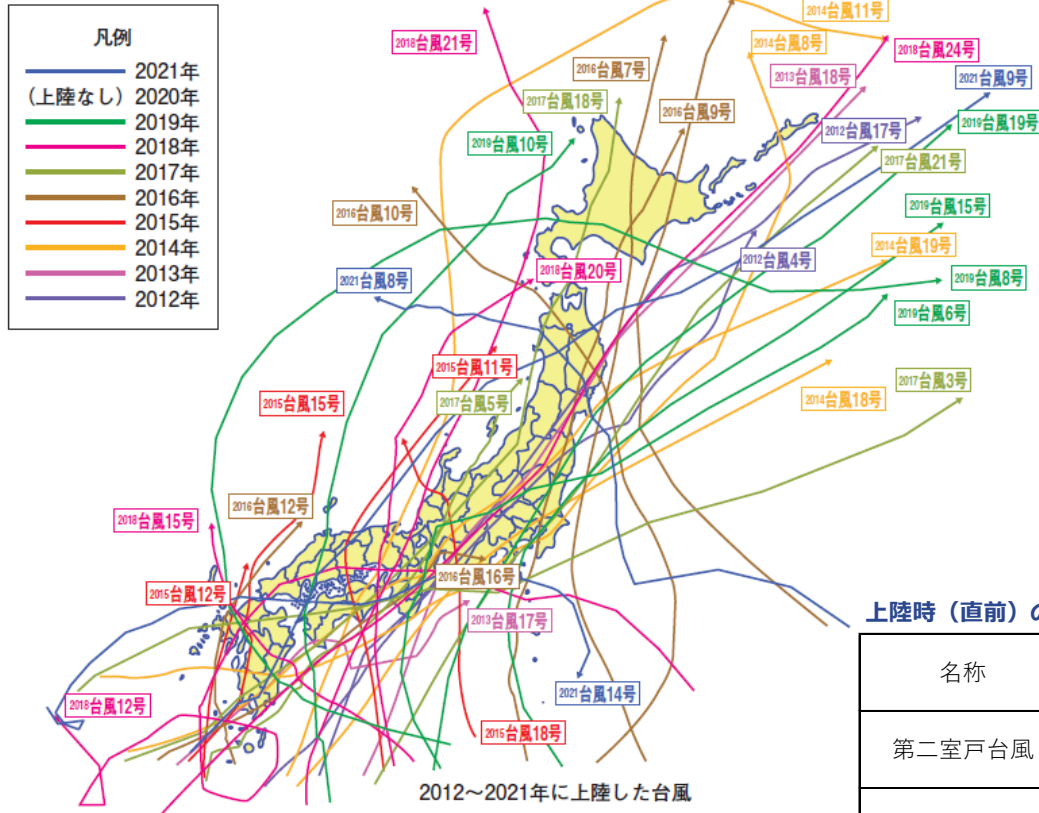


日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (千島海溝沿い、三陸沖から房総沖)	
発生確率	千島海溝ではM8.8以上の地震が30年以内で7~40%の確率で発生 (R8.1現在)
被害想定	<日本海溝モデル(最大値)> ・死者 約19.9万人 ・経済被害 約31.3兆円 <千島海溝モデル(最大値)> ・死者 約10万人 ・経済被害 約16.7兆円 (R3.12中央防災会議WG)
計画等	・基本計画 (R4.9中防会議変更) ・消防庁アクションプラン (R7.3策定)

南海トラフ地震	
発生確率	30年以内でM8~9クラスの地震が60~90%程度以上の確率で発生 (R8.1現在)
被害想定	・死者 約29.8万人 ・災害関連死者 約2.6~5.2万人 ・経済被害 約270.3兆円 (R7.3中央防災会議WG)
計画等	・基本計画 (R7.7中防会議変更) ・具体活動計画 (R7.6中防会議幹事会改定) ・消防庁アクションプラン (R2.7改定)

首都直下地震 (その他の南関東の地震)	
発生確率	今後30年間でM7クラスの地震が70%程度の確率で発生
被害想定	<都心南部直下地震> ・死者 約1.8万人 (うち火災による者 約1.2万人) ・災害関連死者 約1.6~4.1万人 ・経済被害 約83兆円 (R7.12中央防災会議WG)
計画等	・基本計画 (H27.3閣議決定) ・具体活動計画 (H28.3中防会議幹事会決定) ・消防庁アクションプラン (R3.3改定)

# 日本に影響のある台風の現状と将来分析



2012～2021年に上陸した台風

西暦	発生数	上陸数
2012	25	2
2013	31	2
2014	23	4
2015	27	4
2016	26	6
2017	27	4
2018	29	5
2019	29	5
2020	23	0
2021	22	3
平均	26.2	3.5

(参考) 1951～2021年

	発生数	上陸数
平均	26.1	2.9
最多	39 <sup>*1</sup>	10 <sup>*2</sup>
最小	14 <sup>*3</sup>	0 <sup>*4</sup>

\*1=1967年、\*2=2004年  
\*3=2010年、\*4=2020年ほか

出典；気象庁「台風の統計資料」  
上陸；台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合

## ◇現状分析

○台風の発生数や日本への接近数・上陸数、強度の高い台風の発生数や全体に占める割合には、長期的な変化傾向は見られない。

## ◇将来分析

○多くの研究から、**日本付近における台風の強度は強まると予測されている**（台風のエネルギー源である大気中の水蒸気量が増加するため）。

（出典：文部科学省及び気象庁「日本の気候変動2020 — 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」）

## 上陸時（直前）の中心気圧が低い台風

名称	上陸時中心気圧hPa	上陸日 上陸場所	死者・ 行方不明者	備考
第二室戸台風	925	1961年9月16日 高知県室戸岬の西	202人	暴風等
伊勢湾台風	929	1959年9月26日 和歌山県潮岬の西	5098人	高潮等
平成5年台風13号	930	1993年9月3日 鹿児島県薩摩半島南部	48人	土砂災害等
令和4年台風14号	935	2022年9月18日 鹿児島県鹿児島市付近	4人	

参考記録：（※統計開始以前のため）

室戸台風	911.6	1934年9月21日 高知県室戸岬の西	3036人	高潮等
枕崎台風	916.1	1945年9月17日 鹿児島県枕崎市付近	3756人	土砂災害、洪水等

（出典；「台風の統計資料（気象庁）」「消防庁資料」をもとに作成）

# 火山噴火の可能性

日本は世界有数の火山大国（世界の活火山の約1割）であり、常に噴火のリスクがある。

（ポイント）

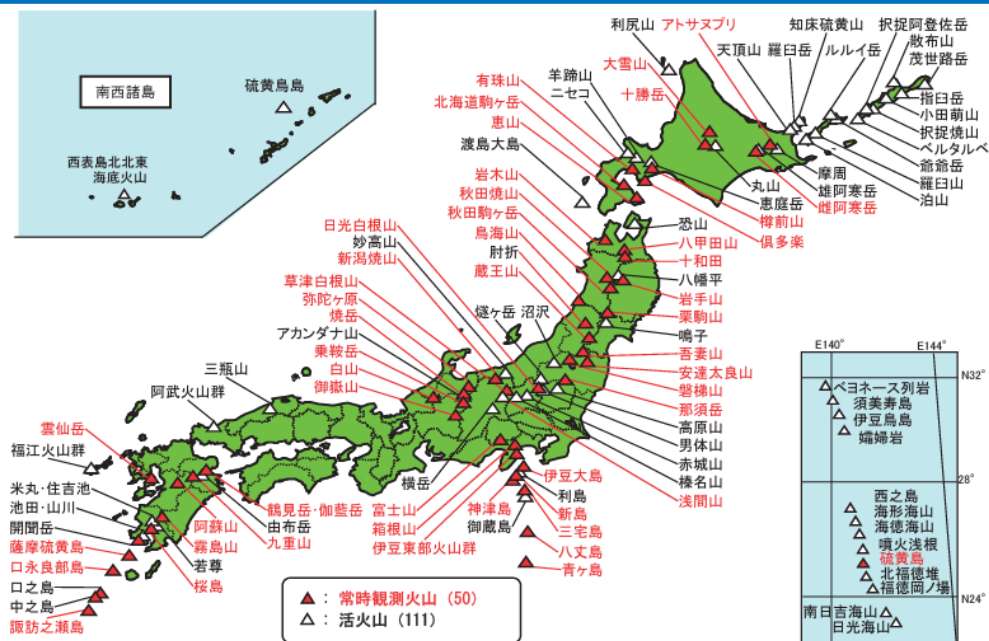
- 日本は世界有数の火山大国（世界の活火山の約**1割**）
- 我が国では大規模噴火（噴出量10億m<sup>3</sup>以上）が概ね**100年に一度**発生。
- 桜島の**大正噴火**（1914年）以来、**大規模噴火**が起こっていない。
- 東北地方太平洋地震後の日本は、三陸沖で大きな地震が発生し**火山活動が活発**であった**9世紀の状況に似ている**。
- 21世紀中には中～大規模の噴火が5～6回発生すると想定すべき

<近年の火山噴火災害>

●御嶽山噴火災害

平成26年9月27日11時52分頃、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生。

（人的被害：死者58名、負傷者69名、行方不明者5名）



	噴出物の量		
	10億m <sup>3</sup> 以上	3～10億m <sup>3</sup>	1～3億m <sup>3</sup>
17世紀	北海道駒ヶ岳(1640) 有珠山(1663) 樺前山(1667)	北海道駒ヶ岳(1694)	
18世紀		富士山(1707) 伊豆大島(1777-79) 浅間山(1783) 雲仙岳(1792)	有珠山(1769)
19世紀	磐梯山(1888)	有珠山(1822) 有珠山(1853) 北海道駒ヶ岳(1856)	諏訪之瀬島(1813)
20世紀	桜島(1914)	北海道駒ヶ岳(1929)	薩摩硫黄島(1934-35) 有珠山(1943-45) 桜島(1946) 有珠山(1977-78) 雲仙岳(1990-95)
21世紀	?	?	?

出典：平成21年4月21日 第24回 中央防災会議 藤井 敏朗 東大地震研教授(中央防災会議専門委員) 説明資料より

## 2. 消防における体制と課題

- 大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**
- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設され、消防組織法の改正により、平成16年4月から法制化

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めるとき

登録隊数 6,731隊 25,731人 (令和7年4月1日現在)

## <緊急消防援助隊が出動した災害対応状況>



令和6年能登半島地震  
撮影:消防庁



令和6年9月奥能登豪雨  
撮影:消防庁



岩手県大船渡市林野火災  
撮影:消防庁

## <緊急消防援助隊の出動実績>

※令和7年12月時点

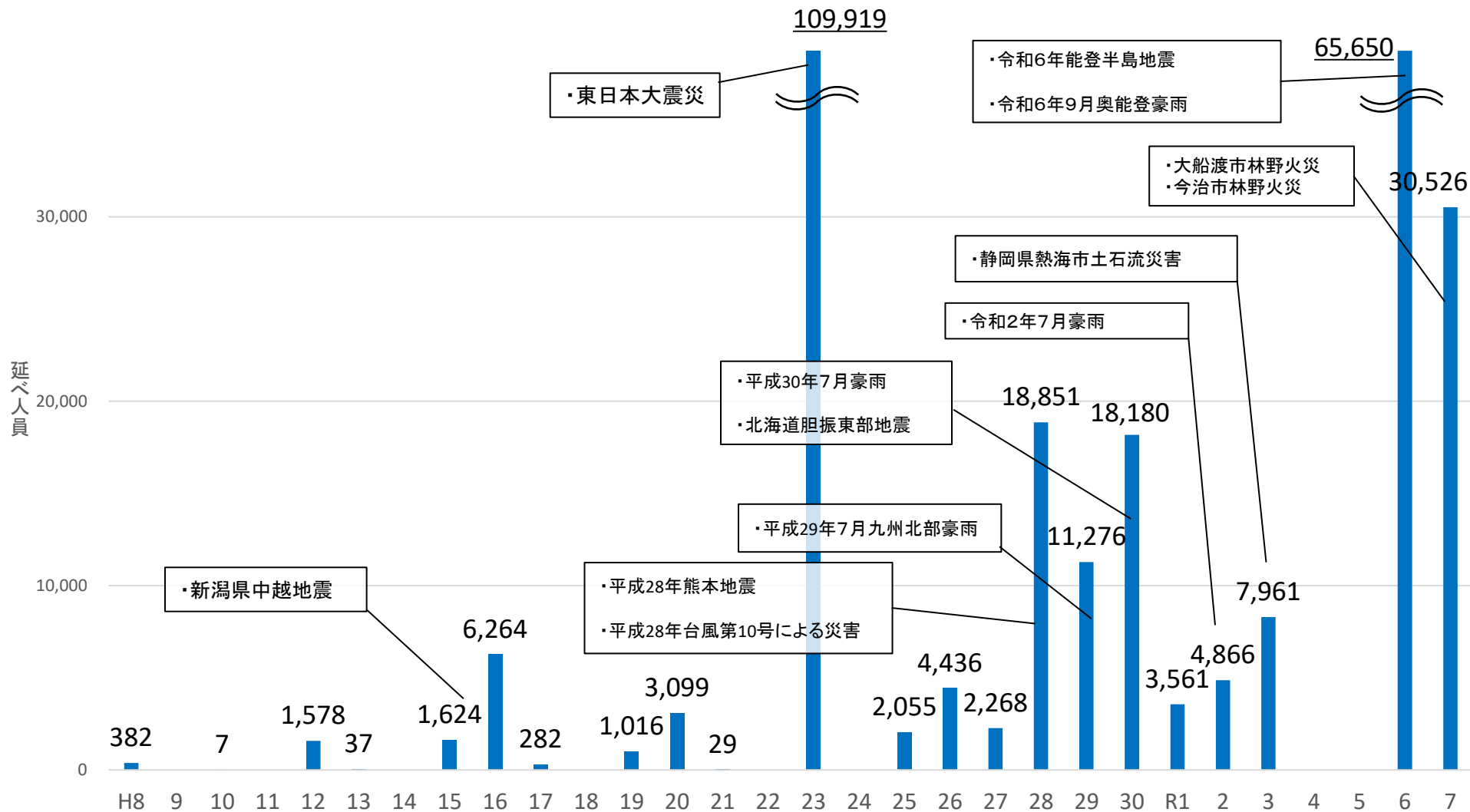
- 発足から約**30**年間で、**47**回の出動
- 内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）17回、タンク・工場等火災6回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

### <緊急消防援助隊が出動した近年の災害>

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	延べ活動隊数	
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27~3.28	2日	6隊	
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5~7.25	21日	3,090隊	
大分県中津市土砂災害	6名	H30.4.11~4.14	4日	56隊	
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	2隊	
平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	271名	H30.7.6~7.31	26日	3,713隊	指示
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6~9.10	5日	642隊	
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28~8.31	4日	172隊	
令和元年東日本台風(台風第19号)による災害	121名	R1.10.13~10.18	6日	809隊	指示
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4~7.15	12日	1,229隊	指示
栃木県足利市林野火災	0名	R3.2.25~3.3	7日	56隊	
静岡県熱海市土石流災害	29名	R3.7.3~7.26	24日	2,097隊	指示
令和6年能登半島地震	700名	R6.1.1~2.21	52日	16,992隊	指示
令和6年9月奥能登豪雨	17名	R6.9.21~10.3	13日	1,788隊	
岩手県大船渡市林野火災	1名	R7.2.26~4.7	41日	7,618隊	
愛媛県今治市林野火災	0名	R7.3.25~4.10	17日	636隊	

# 緊急消防援助隊の延べ活動人員数

近年、緊急消防援助隊の活動人員数の増加が顕著であり、大規模災害が頻発している。



※災害名は、主な災害のみ記載

※R7は7月1日現在の数値

# 令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

## 消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 1/1 16:10 震度7 (石川県輪島市、志賀町)
  - 16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
  - 17:30 消防庁長官から5府県※に対し出動の指示  
(※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県)
  - 17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施
- その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から現地で2,000名を超える規模の部隊を展開 (部隊を入れ替えながら2月21日まで活動)

### 〔出動指示を受けた21都府県〕

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

## 消防活動の概要

### 〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

### 〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

### 〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

### 〔その他〕

- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査

## 救助・救急活動の実績 (1月1日の地震発生後から3月5日までの累計)

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、**延べ7万人程度**が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- これまでに、消防全体として、**435名を救助**、**3,500名を救急搬送**

対応機関	救助人数	搬送人数
① 地元消防機関	140人	1,923人
② 緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土壌を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性(90代)を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送(自衛隊ヘリに引き継ぎ)



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送

# 令和6年9月20日からの大雨における消防機関の対応

## 消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 9/21 午前 石川県能登で線状降水帯発生、大雨特別警報発表
- 13:08 石川県知事から緊急消防援助隊の応援の要請
- 13:12 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め
- 15:05 統括指揮支援隊（名古屋市消防局）が石川県庁に到着し、活動開始

※ 10府県から、1日当たり最大600人規模の緊急消防援助隊が出動し、10/3までの13日間で延べ約6,200人が救助・救急活動等を実施。

### 〔出動の求めを受けた10府県〕

埼玉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府

※ 消防防災ヘリは最大7機体制で運用

## 消防活動の概要

地元消防本部・消防団による活動のほか、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が自衛隊・警察等関係機関と連携し、以下の活動を実施。

- 土砂流入現場・家屋流出現場からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助・救急活動
- 消防防災ヘリも動員した広範囲での安否不明者の捜索活動や孤立集落への物資搬送

## 救助・救急活動の実績

地元消防本部、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が救助・救急活動などに全力で取り組み、これまでに、**222人を救助、82人を救急搬送**

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防本部	73人	26人
②緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊	149人	56人
合計	222人	82人



9月22日、輪島市門前町において、緊急消防援助隊の愛知県隊が、中屋トンネルの土砂流入現場で救助活動を実施



9月22日、輪島市町野町において、富山県防災ヘリが、浸水した建物からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の大阪府隊が、孤立地域からの救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の岐阜県隊、愛知県隊、滋賀県隊、大阪府隊が、塚田川の家屋流出現場で救助活動を実施



9月23日、珠洲市大谷町において、緊急消防援助隊の富山県隊、福井県隊が、がけ崩れ現場で救助活動を実施



9月23日、輪島市大沢町において、京都市消防ヘリ（消防庁ヘリ）が救助活動を実施

# 岩手県大船渡市林野火災における消防機関の対応

## 消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 2月26日  
 13:02 大船渡地区消防組合消防本部が火災を覚知  
 15:34 岩手県知事から緊急消防援助隊の応援の要請  
 15:34 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、**15都道県**から  
**緊急消防援助隊**が出動  
**地元消防本部等を含め一日当たり最大2,100人規模**で活動

- 3月9日  
 17:00 大船渡市長が鎮圧宣言  
 4月7日  
 17:30 大船渡市長が鎮火宣言

〔出動の求めを受けた15都道県〕

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、  
 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県

※ 消防防災ヘリは最大8機体制で運用



3月1日、大船渡市綾里地区  
提供：新潟市消防局



消防防災ヘリコプターによる消火（全域）



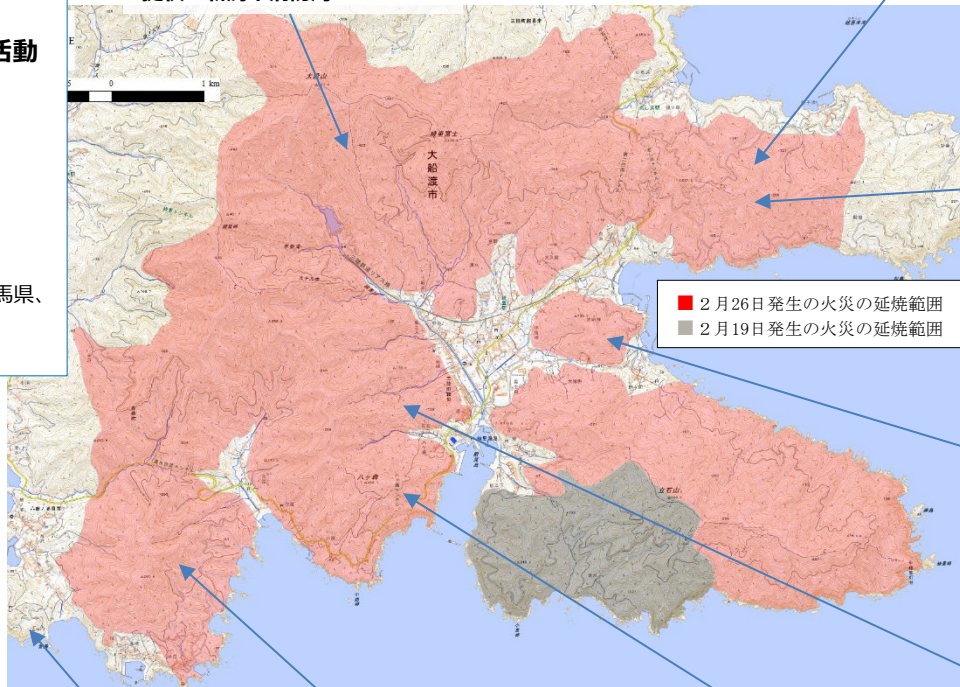
3月4日、大船渡市小石浜地区  
提供：鶴岡市消防本部



3月3日、大船渡市綾里地区  
提供：東京消防庁



3月1日、大船渡市綾里地区  
提供：利根沼田広域消防本部



■ 2月26日発生の火災の延焼範囲  
 ■ 2月19日発生の火災の延焼範囲

(地理院タイル(標準地図)を加工して作成)

## 被害状況（1月7日時点）

- 1 林野被害  
約3,370ha（2月19日からの火災の延焼範囲を除く。）
- 2 人的被害  
死者1人
- 3 建物被害  
住家90棟・住家以外136棟（精査中）

## 消防活動の概要

緊急消防援助隊、岩手県内消防応援隊、地元消防本部・消防団により、

- 市街地への延焼を防止する消火活動や再燃に備えた巡回
- 消防防災ヘリによる上空からの消火活動や火災状況の偵察

を実施。



3月4日、大船渡市西側海岸地区  
提供：横浜市消防局



3月3日、大船渡市合足地区  
提供：仙台市消防局



3月9日、大船渡市合足地区  
提供：新潟市消防局



3月8日、大船渡市綾里地区  
大船渡市消防団が残火処理を実施

# 大規模災害における初期災害対応体制

○広域的な災害発生時には、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応援部隊が到着しない場合もある。

○そのため、広域的な災害においても応援部隊が到着するまでの間に災害対応できる、消防体制の確保・充実を図ることが必要。

## 大規模災害における応援の例

本部 (職員数)	災 害	自消防本部部隊数①	県内応援②	緊急消防援助隊③ ※1日あたりの最大部隊数	自本部部隊① ／全部隊①+②+③	応援到着時間
A本部 (487名)	令和元年 東日本台 風	<b>■初動</b> ・指揮隊 6隊 ・消防・救助隊 19隊 ・救急隊 17隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・指揮隊 12隊 ・消防・救助隊 59隊 ・救急隊 25隊 <b>合計96隊</b>	指揮小隊 8隊 消火・救助小隊 39隊 救急小隊 16隊 後方支援小隊 28隊 <b>合計 91隊</b>	・指揮隊 2隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 25隊 ・救急小隊 7隊 ・後方支援小隊 11隊 ・通信支援小隊 1隊 <b>合計47隊</b>	<b>41.0%</b> (①96隊 /①96隊+②91隊+③47隊)	<県内応援> (要請) 6:23 (到着) 10:30 → <b>4時間7分</b>  <緊急消防援助隊> (要請) 11:23 (到着) 17:00 → <b>5時間37分</b>
B本部 (138名)	平成30年 7月豪雨	<b>■初動</b> ・消防・救助隊 6隊 ・救急隊 2隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・消防・救助隊 17隊 ・救急隊 4隊 <b>合計21隊</b>	指揮隊 1隊 消火・救助小隊 4隊 特殊車両小隊 1隊 後方支援小隊 6隊 <b>合計12隊</b>	・指揮隊 1隊 ・消火・救助小隊 5隊 ・救急小隊 3隊 ・後方支援小隊 3隊 <b>合計12隊</b>	<b>46.6%</b> (①21隊 /①21隊+②12隊+③12隊)	<県内応援> (要請) 14:10 (到着) 19:40 → <b>5時間30分</b>  <緊急消防援助隊> (要請) 14:30 (到着) 21:51 → <b>7時間21分</b>
C本部 (88名)	令和3年 熱海土砂 災害	<b>■初動</b> ・消防・救助隊 2隊 ・救急隊 1隊 <b>■職員参集後の部隊数 (最大)</b> ・消防・救助隊 7隊 ・救急隊 3隊 <b>合計10隊</b>	指揮小隊 4隊 消火・救助小隊 23隊 救急小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 後方支援小隊 16隊 <b>合計49隊</b>	・指揮隊 6隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 37隊 ・救急小隊 6隊 ・後方支援小隊 36隊 ・通信支援小隊 2隊 ・特殊装備小隊 3隊 <b>合計91隊</b>	<b>6.6%</b> (①10隊 /①10隊+②49隊+③91隊)	<県内応援> (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 16:54 → <b>6時間24分</b>  <緊急消防援助隊> (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 21:50 → <b>11時間20分</b>

実際に緊急消防援助隊が出動した以下の事例においては、受援消防本部は、災害現場での活動に加え、災害対策体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援のため、20名程度の人員が必要となった。

α 本部（平成30年風水害、緊急消防援助隊受援）

19名

<災害対策体制（6名）>

■①指揮本部 5名

- ・活動資料（案内図、傷病者情報等）の作成、活動会議の開催
- ・消防応援活動調整本部、市災害対策本部等との調整
- ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配

■②市災害対策本部 1名

■③消防応援活動調整本部（県庁） 0名

※電話等により連絡体制を確保することとしたもの

<緊急消防援助隊対応（13名）>

■④活動拠点 9名

- ・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動（指揮支援）

■⑤宿営場所 4名

- ・宿営場所の確認・準備
- ・出動支援

β 本部（平成29年風水害、緊急消防援助隊受援）

18名

<災害対策体制（8名）>

■①指揮本部 5名

- ・同左

■②市災害対策本部 1名

■③消防応援活動調整本部（県庁） 2名

<緊急消防援助隊対応（10名）>

■④活動拠点 5名

- ・消防部隊案内等

■⑤宿営場所 2名

- ※道路寸断により宿営場所に到着できない状況が一時的に発生しマイクロバスにて隊員を送迎

※その他（救急車同乗） 3名

- ※1日で約30件程度出動

- 消防職員数50人以下の特定小規模消防本部において、新型コロナウイルス感染症の影響で、消防体制が維持できない状況に陥った事例があった。
- 一方で、大規模・中規模な消防本部においては、日勤者の振替え等により消防体制を維持することができた事例がある。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で、人員不足により消防体制が維持できない状況に陥った事例

消防本部	具体的内容（クラスターの状況等）	影響	通常体制に戻るまでの期間
A本部（41名）	感染：7名 濃厚接触者：23名（計30名）	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約2週間
B本部（26名）	感染・濃厚接触者：20名程度 （計20名程度）	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約11日間
C本部（49名）	感染：1名 濃厚接触者：約10名（計約11名） ※A、B、C本部共通で仮眠室が大部屋であった こと等により濃厚接触者と認定されたもの	1分署を閉鎖	約2週間

## 災害対応に支障を生じ得る状況に陥ることを防ぐため、広域化等により消防体制の強化をする必要がある

【参考】新型コロナウイルス感染症により多数の感染者が出たものの消防体制が維持できた消防本部の例

消防本部	具体的内容（クラスターの状況等）	対処方法
D本部（628名）	感染：47名 濃厚接触者：9名（計56名） ※1署で42名が同時に感染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各署日勤者を出動隊員へ加える。</li> <li>・指揮隊3隊のうち1隊の運用を休止し、消防隊、救急隊へ人員配置 等</li> </ul>
E本部（217名）	感染：5名 濃厚接触者：7名（計12名）	出動隊員として、日勤者、公休者、他の消防署から人員を確保

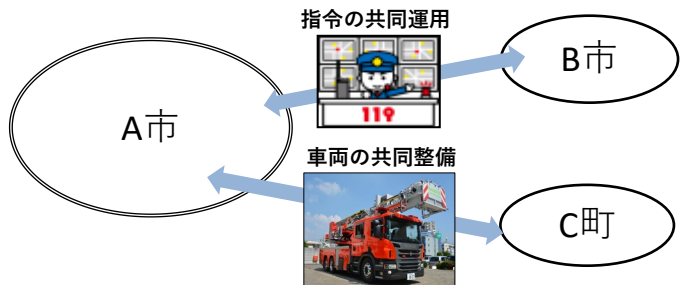
# 3. 消防の広域化について

# 消防の広域化及び連携・協力について

人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図る。

## 連携・協力

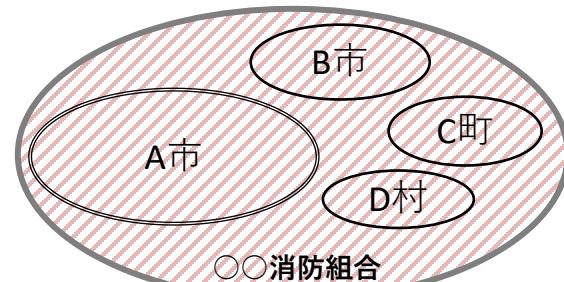
一部の消防事務を共同で行う  
(例：指令の共同運用、車両の共同整備)



主な方式：協議会、事務委託

## 消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う



主な方式：一部事務組合、事務委託

多様な分野での  
連携・協力を通じ  
広域化へ

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要。

⇒長官通知に基づき推進

※消防の連携・協力を進めていくことで、広域化を実現していくための下地が作られる

消防庁

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画  
連携・協力実施計画の作成

二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

⇒消防組織法に基づき推進

※消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。

## 指令の共同運用実績 (R7.4.1現在)

61地域 261本部

## 広域化実現地域 (H18消防組織法改正～R7.4.1現在)

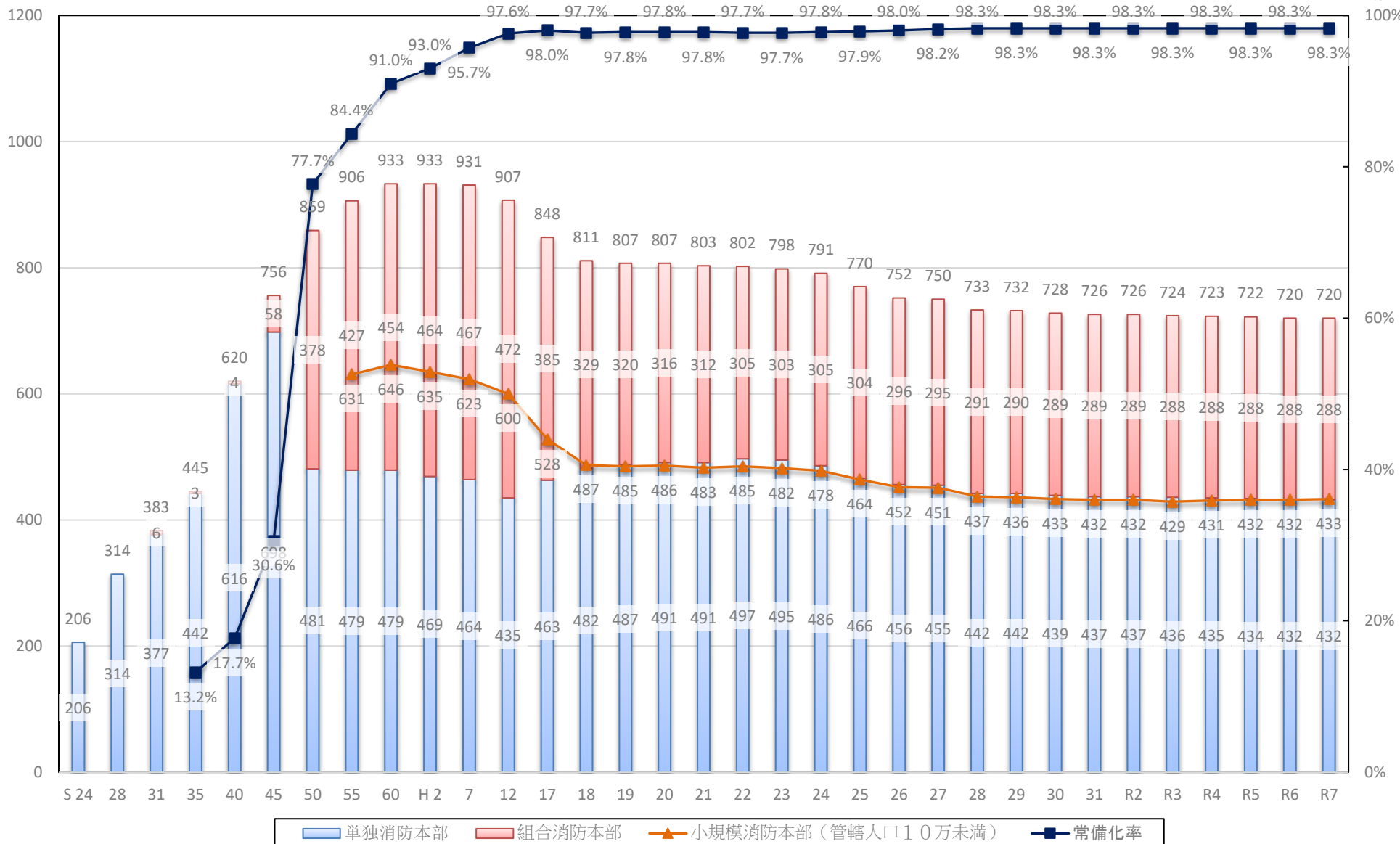
59地域 164本部



# 消防本部数と常備化率の推移

(消防本部数)

(常備化率)



(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。)

(昭和24,28年は、組合と単独の合計値。)

注1「組合消防本部」・・・複数の市町村が共同で消防事務を行うために設置する一部事務組合及び広域連合。

注2「単独消防本部」・・・市町村が単独で消防事務を行っているもの。なお、他市町村から消防事務の委託を受けている場合もある。

注3「常備化率」・・・全国の市町村において、消防本部を設置している割合。

# 消防の広域化及び連携・協力 ～これまでの経緯と実績～

## これまでの経緯

○平成6年9月  
「消防広域化基本計画について(通知)」で広域化を推進

○平成18年6月  
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行  
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示  
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】  
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設(※)  
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知  
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、  
消防事務の一部について**連携・協力**の仕組みを創設

○平成30年4月【第Ⅲ期】  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：令和6(2024)年4月1日(6年延長)

○令和6年4月【第Ⅳ期】  
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び  
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正  
・推進期限：令和11(2029)年4月1日(5年延長)  
・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を  
新たに位置づけ  
・連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示  
・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

### 【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進  
平成7年：全**931**消防本部のうち**623**本部(**66.9%**)が管轄人口10万人未満

### 【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況  
平成18年：全**811**消防本部のうち**487**本部(**60.0%**)が管轄人口10万人未満

### 【法制化の概要】

- 広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

### 【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**52**地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少  
平成30年：全**728**消防本部のうち**433**本部(**59.5%**)が管轄人口10万人未満

### 【消防本部の規模目標】※令和6年改正の基本指針においても同様

- ・全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
- ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
- ・小規模消防本部(管轄人口10万人未満)及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
- ・特定小規模消防本部(職員数50人以下)は原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

### 【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合**(管轄人口約91万人)→ほぼ全県1区  
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合**(北海道・管轄人口約35万人)→**管轄面積日本最大**(10,828km<sup>2</sup>=岐阜県とほぼ同面積)  
平成28年4月1日に6消防本部(19市町村)が広域化

### 【令和6年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**59**地域で広域化が実現  
全**720**消防本部のうち**432**本部(**60.0%**)が管轄人口10万人未満
- 連携・協力による指令センターの共同運用：**55**地域**229**消防本部で実現

### 【背景】

- 大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
- 全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
- 指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

## 消防の広域化の必要性

※推進期間を令和11年4月1日までとする

発生が見込まれる大規模地震や  
激甚化・頻発化する自然災害等

新たな感染症等への対応

DXの進展

発災後、応援部隊が到着するまでの初動体制確保や、応援部隊との緊密な連携体制構築のため、一定の職員数が必要

感染拡大時の救急体制への負担の増加や、職員の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に実施できる職員数が必要

高度機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保を図っていくことが必要

消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが必要

## 広域化の推進方策

### ○広域化推進の方向性

- ・広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能に
- ・**中心消防本部**は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割
- ・**都道府県**は、小規模消防本部や連携・協力等の状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討
- ・市町村への消防カシミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導
- ・**国**は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や広域化の効果等を分析するシステムの提供、消防広域化推進アドバイザーの派遣等

## 連携・協力の推進方策

### ○連携・協力の推進の方向性

- ・第3期に広域化した7地域のうち5地域は連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現につながると考えられることから積極的に推進
- ・指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用(ゼロ隊運用・直近指令)の実施を推進

### ○連携・協力の類型

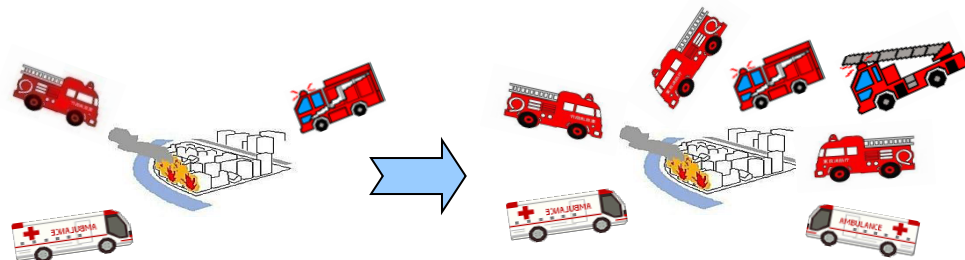
- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

### ○財政措置

- ・広域化及び連携・協力に係る取組に所要の財政措置

## 1 初動の消防力、増援体制の充実

- 初動出動台数が充実。統一的な指揮のもと、**応援体制**も強化。  
**大規模災害、特殊災害**へも対処可能に。



### (具体事例)

#### ○ 火災初動対応(第一出動)時の出動車両数等の充実

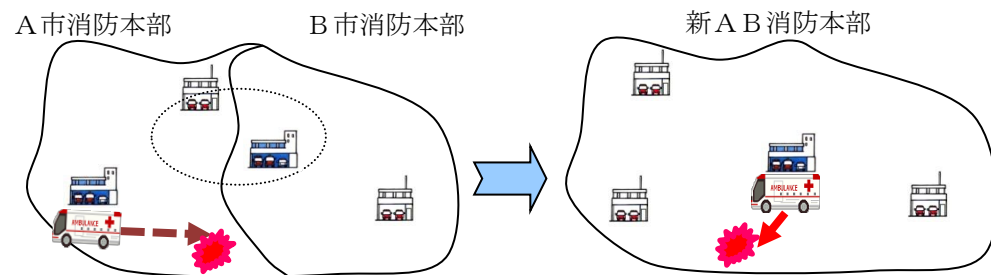
- ・茅ヶ崎市消防本部 3台(寒川町) → 8~11台
- ・高岡市消防本部 2台(氷見市) → 4~5台
- ・久留米広域消防本部 4~6台 → 管内全域 6台
- ・尾三消防本部 5~11台 → 管内全域 10台

#### ○ 大規模災害時の対応

- ・熊本市消防局 広域化により、**熊本地震時**、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に**消防車両24台、活動人員82人**の大規模な消防力で対応することができた。  
(広域化前:4台、12人+非番招集で対応)
- ・とちぎ広域消防局 広域化により市町の境界を越える出動が可能になり、2016年8月**台風10号**による土砂災害時、芽室町(芽室消防署員は30人規模)に帯広消防署から**ボート艇と隊員13人**を投入できた。また、清水町(清水消防署員は30人規模)には**本部員26人+帯広消防署員4人+幕別消防署員2人**を投入することができた。

## 2 現場到着時間の短縮

- 管轄区域全体を見渡した**署所の適切配置**が可能に。
- 指令の一本化により、**直近の車両**が現場直行が可能に。



### (具体事例)

#### ○ 救急出動時における現地到着時間(覚知~到着)の短縮

- ・弘前地区消防事務組合消防本部 例)弘前市種市 ▲13:39(20:00→6:21)
- ・小田原市消防本部 例)小田原市小竹 ▲4:51(12:11→7:20)

#### ※小規模本部より大規模本部におけるメリットが大きいケース

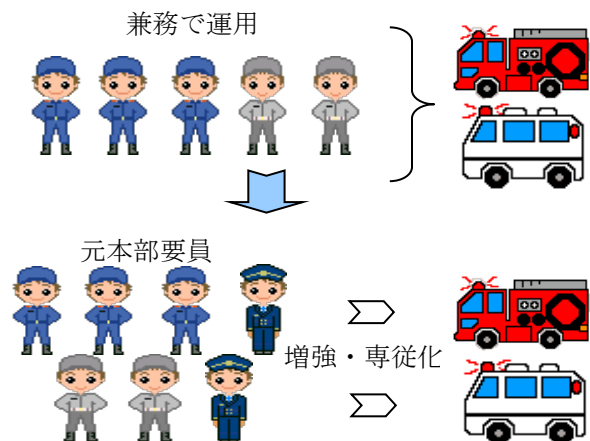
- ・草加八潮消防局の到着時間短縮  
草加市(24万人) ▲1:00~▲2:36 八潮市(8万人) ▲0:06
- ・埼玉西部消防局の出動件数  
所沢市(中心市) 市内→市外 518件、市外→市内 880件
- ・東近江行政組合消防本部の出動件数  
東近江市→愛知郡 54件、愛知郡→東近江市 1067件

#### ○ 管轄区域に関係なく直近の消防隊が出動する件数

- ・ちば消防共同指令センター 年間約**400件**(通報年間約20万件)

## 1 現場要員の増強

本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置が可能になり、消防力が強化された。



## 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化

- 専門性が強化し、災害対応力が向上。
- 体制の増強により、**非番出動も減少**(「働き方改革」にも)。



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

(参考)

- ・予防業務の着実な取組により、**出火件数**や火災による**死者数**は長期的に減少傾向。(ここ10年でそれぞれ、**19.6%、7.5%の減**)
- ・高齢化の進展等により、**自力避難困難者**が利用する施設が増加し、火災や死者の数が増加することが懸念。また、**大規模倉庫、高層建築物等**の増加により、消火・救助などの消防活動が困難な建物が増加することが懸念。
- 専門性の高い予防業務**を着実かつ効率的に実施していくことが極めて重要。

### (具体事例)

#### ○ 現場への手厚い人員体制が可能に

・奈良県広域消防組合消防本部

**122人**の人員配置効率化で、**現場へ配置転換**

本部要員&通信指令要員 ▲115人(296人→181人)

・佐賀広域消防本部

神埼消防署吉野ヶ里 **出張所を新設**

#### ○ 高度な消防隊の配備が可能に

・上尾市消防本部 **指揮隊**1隊増隊

特別救助隊を**高度救助隊**に(高度救助資機材を導入)

・茅ヶ崎市消防本部 **消防隊**1隊増隊



### (具体事例)

#### ○ 予防業務の充実による火災の未然防止強化

・尾三消防本部

専属的な人事配置(**予防課+3人**)により、戦略的な人材育成が可能に。

・東近江行政組合消防本部

**予防担当者を1~2人増員し、定期査察も可能**に。

#### ○ 手厚い救助体制による大規模災害や事故への対応力向上

・奈良県広域消防組合消防本部

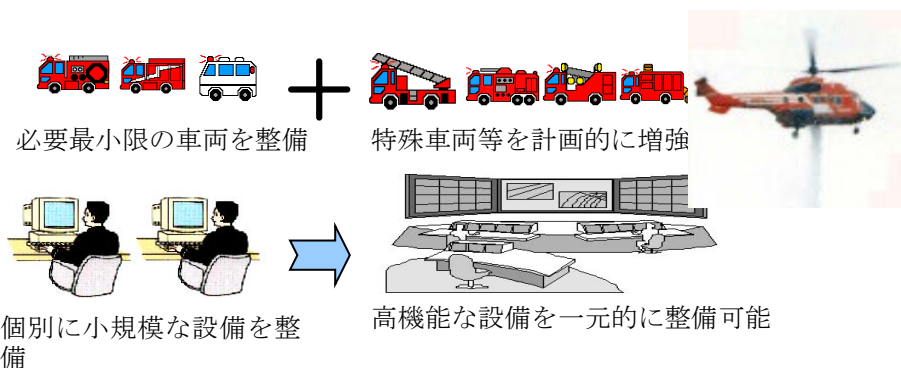
特別救助隊1隊 → **高度救助隊**1隊+**特別救助隊**3隊

#### ○ 非番出動の減少による働き方改革

・久留米広域消防本部 非常時の**非番招集**の必要がなくなった。

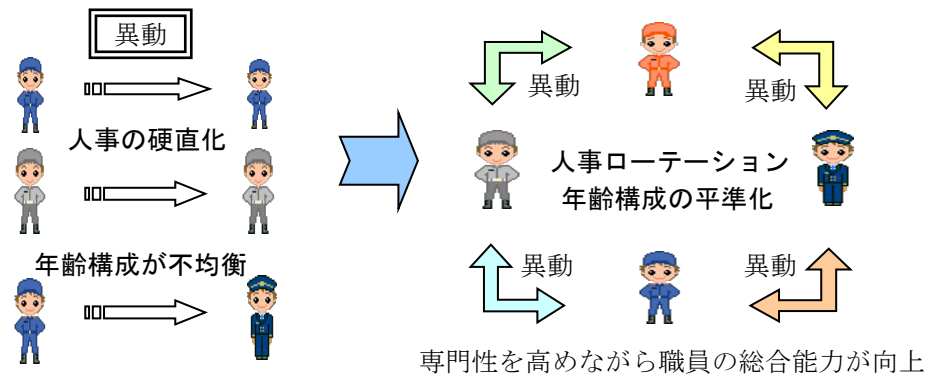
## 1 高度な消防設備、施設等の整備

車両や資機材の共有や共同整備により、効率的な運用・整備が可能に。  
その結果、**高度な車両や資機材**の整備が可能に。



## 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、**組織も活性化**し、研修等による**人材育成**も可能に。



### (具体事例)

#### ○ 高機能消防指令センター整備

- ・広域化した21地域、共同運用した26地域(※)において、単独整備の場合と比べて最大▲77.2%(平均▲36.2%)の整備費削減
- 久留米広域消防本部 整備費が4割減(14.4億円→8.6億円)
- ちば北西部消防指令センター 整備費が5割減(204.6億円→95.6億円)
- ※R5調査において、共同整備前後の整備費が比較可能な地域
- ・沖縄県では、**指令人員体制**が従前の約3分の1(98人→29人)に

→捻出した経費や人員を、設備の高度化や充実、現場要員充実に

#### ○ 特殊車両等の整備

- ・佐賀広域消防局 はしご車やNBC災害対応資機材などの増強

### (具体事例)

#### ○ 人事ローテーションによる組織の活性化

- ・高岡市消防本部  
1本部1署体制の本部が事務委託したことにより、活発な人事ローテーションが可能となった。

#### ○ 派遣研修の充実により消防職員の人材力が向上

- ・宇部・山陽小野田消防局  
広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

## 高知県消防広域化基本計画（案）の概要

資料 4

令和 8 年 1 月 7 日

第 3 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

### I 高知県消防広域化基本計画の位置付け

- 平成20年に策定した「高知県消防広域化推進計画」を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる「推進計画」として県が策定。
- 消防広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の15消防本部が共通認識をもって計画的に取り組むための基本的な方針を定める。
- 今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（法第34条第1項に掲げる「運営計画」）の骨格案であり、**県全域で常備消防組織の一元化を目指す。**



### II 基本計画（案）の構成と主なポイント

- 構成は、法令の他、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での検討経過を踏まえ、次のとおりとする。

構成（案）	主なポイント
第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>消防広域化の必要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国に先駆けて人口減少が進む中、中山間地域の小規模消防本部では人材確保が著しく困難な状況。</li> <li>・ 「スマート・シュリンク(賢い縮小)」の考え方に基づき、消防署所の統廃合を行うのではなく、消防本部の管理機能を統合し、生まれた余力を現場の消防力に再配分する。</li> </ul> </li> </ul>
第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>本県における消防の現状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少下においても、高齢化に伴う救急出動や、南海トラフ地震対応といった消防需要は増加。</li> <li>・ 全国的に見ても小規模消防本部が多く、指令システムの共同化等による全県的な消防体制の強化が必要。</li> <li>・ 中山間地域の小規模消防本部では、既に人材確保に困難をきたしている。</li> </ul> </li> </ul>
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	<p>県一での広域化が統合メリットを最も大きくすることができ、県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>消防広域化重点地域</b> ・ 全市町村</li> <li>✓ <b>広域化の方式</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置し、段階的な移行も含め、県一での広域化を実現。</li> </ul> </li> <li>✓ <b>新体制への移行スケジュール</b> ・ R10年度に広域連合設置、R16年度に指令業務の共同化を開始。</li> </ul>
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>県の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画の策定に向けて、市町村や消防本部等との協議に積極的に関与し、必要な情報提供や調整等を行う。</li> <li>・ 県の消防事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、職員を派遣して運営に主体的に関与していく。</li> </ul> </li> </ul>
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>広域化後の円滑な運営</b> ・ 実施計画の骨格案として記載。 ※詳細は後述</li> </ul>
第6章 防災関係機関との連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>消防団や市町村との連携</b> ・ 広域化後も消防団や市町村防災部局との連携を維持し、必要な取組を推進。</li> </ul>
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>市町村長及び市町村議会の意見の反映</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連合議会や管理者会議等の場を通じて、市町村長や市町村議会の意見を広域連合の運営に反映。</li> </ul> </li> </ul>

## 高知県消防広域化基本計画（案）の概要

資料 4

令和 8 年 1 月 7 日

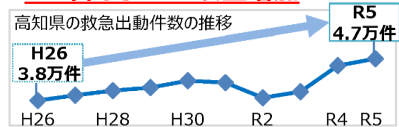
第 3 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

### Ⅲ 現状の課題と消防広域化によるメリット

#### メリット 1 住民サービスの向上

**課題** 救急出動件数の増加、現場到着までの時間の延伸等

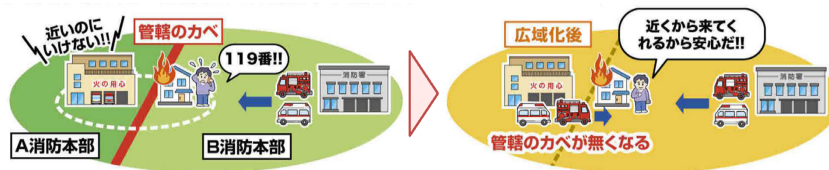
・人口減少下でも救急出動件数は **10年間で20%以上増加**



・現場到着時間は **10年間で+1.2分**

#### (1) 初動対応車両の充実、救急車・消防車の到着時間短縮

・現在の消防本部の「管轄のカベ」がなくなることで、初動対応の出動車両の充実や、現場に最も近い消防署からの救急車・消防車の出動が可能となる。



#### (2) デジタル化による業務効率化や住民の利便性向上

・ハイスペックドローンの導入等のデジタル技術を活用した消防サービスの高度化や業務効率化を図る。  
・各種許可・届出の電子申請化等による利便性向上を図る。

**【期待される効果】** ※消防防災科学センターのシミュレーション

- ・23市町村で到着時間が短縮
- ・救急車の到着時間は、最大31.3分短縮

#### メリット 2 消防力の強化

**課題** 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

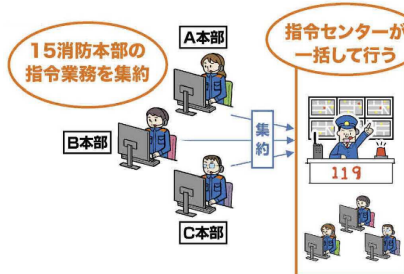
・小規模消防本部の管理部門に多くの職員が従事

区分	全国	高知県
消防本部数	720	15
総人口	12,489万人	65万人
1本部当たり人口	17.3万人	4.3万人
消防署数	1,716	20
1本部当たり署数	2.4署	1.3署

(R6.4.1時点)

#### (1) 指令センターの共同運用による現場力強化やコスト節減

・指令センターを整備し、指令業務を一括して行うことで、出動時間短縮や、指令要員を半減させて消防署所に再配置し、現場力を強化。  
・指令システムやデジタル無線を共同整備することで、各消防本部が個別に整備する場合よりも整備・運用コストを節減。



**【期待される効果】** ※现阶段の試算

- ・現場業務への再配置 **50人役程度**
- ・コスト節減効果 **▲46億円**
- ※デジタル無線の整備を含む10年間の節減効果

#### (2) 高度な部隊の創設や救急隊の増強

・指令業務の共同運用により生じる余力により、例えば、特別高度救助隊といった高度な部隊の創設や、救急隊の増強を行い、消防力を強化。

#### (3) 南海トラフ地震などの大規模災害時における統一指揮体制

・県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を実施。  
・緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

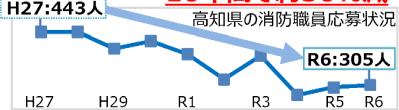
#### (4) 装備や車両等の計画的な整備

・装備等は、消防署所間での重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備。

#### メリット 3 人材の確保

**課題** 中山間地域の消防本部での人材確保が困難

・消防職員の応募者数は、**10年間で約30%減**



#### (1) 広域的・計画的な職員配置、地域に根ざした人材の確保

・県域全体で新規職員を一括採用することで、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化。  
・地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討。



#### (2) 安心して働ける職場環境づくり

・コンプライアンス推進室（仮称）を設置して、パワハラ防止や安心して働ける環境づくりに取り組む。  
・魅力的な職場となることで担い手を確保し、離職防止や定着促進につなげる。

## 高知県消防広域化基本計画（案）の概要

資料4

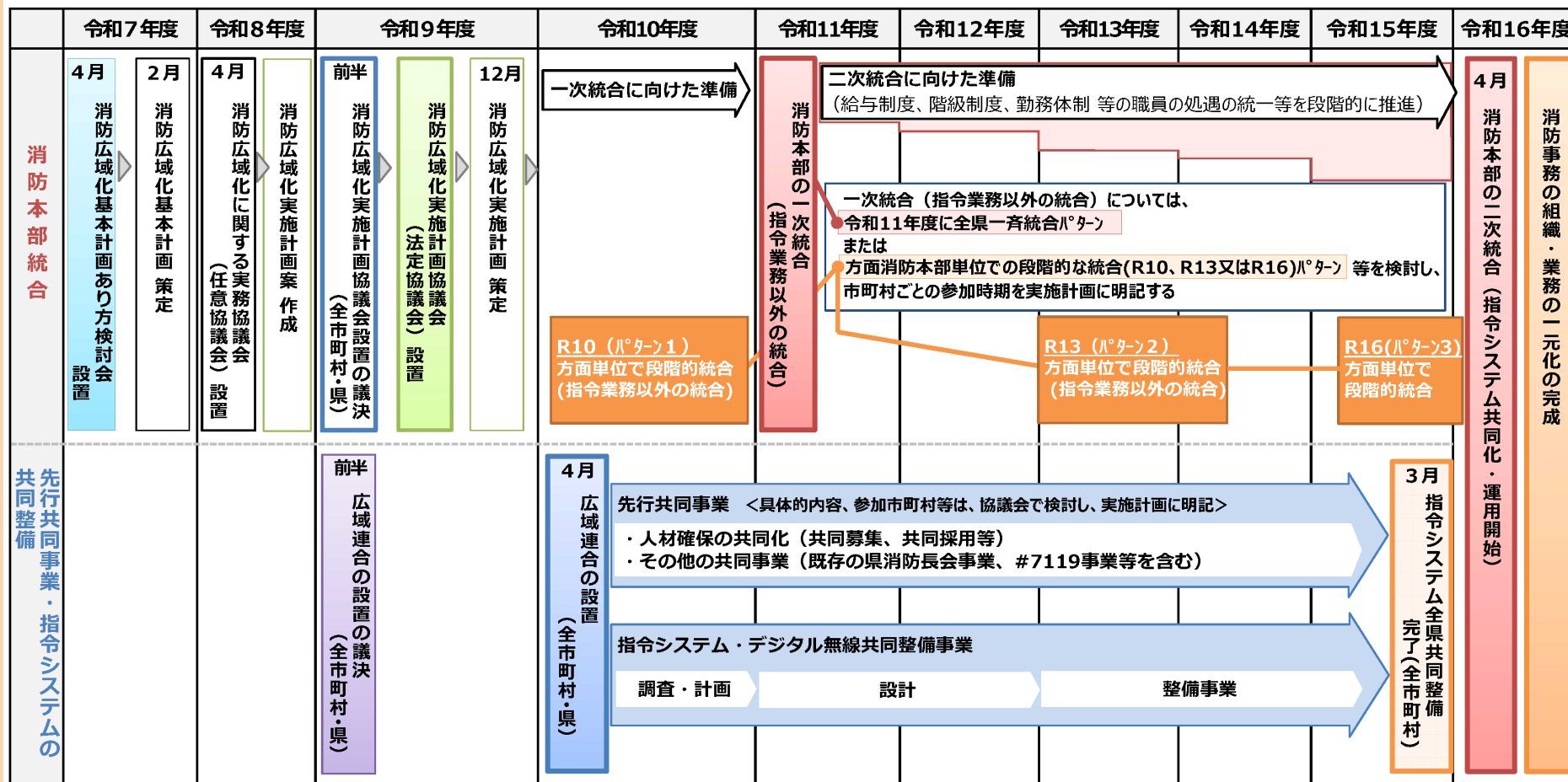
令和8年1月7日

第3回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

### IV 消防広域化の進め方

#### 令和8年度の検討開始に当たっての前提条件

- 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。
- 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置する。



# 高知県の消防の広域化の取組について

## 高知県消防広域化基本計画（案）別添 『組織図（案）』

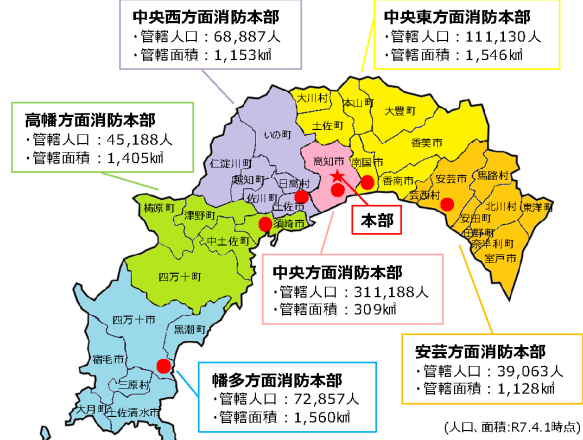
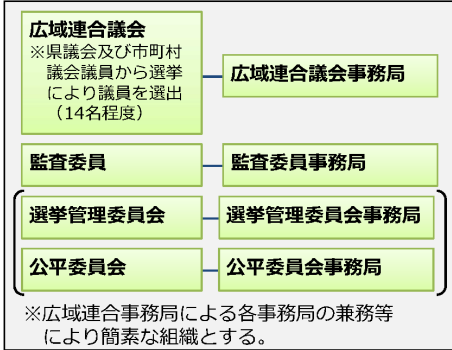
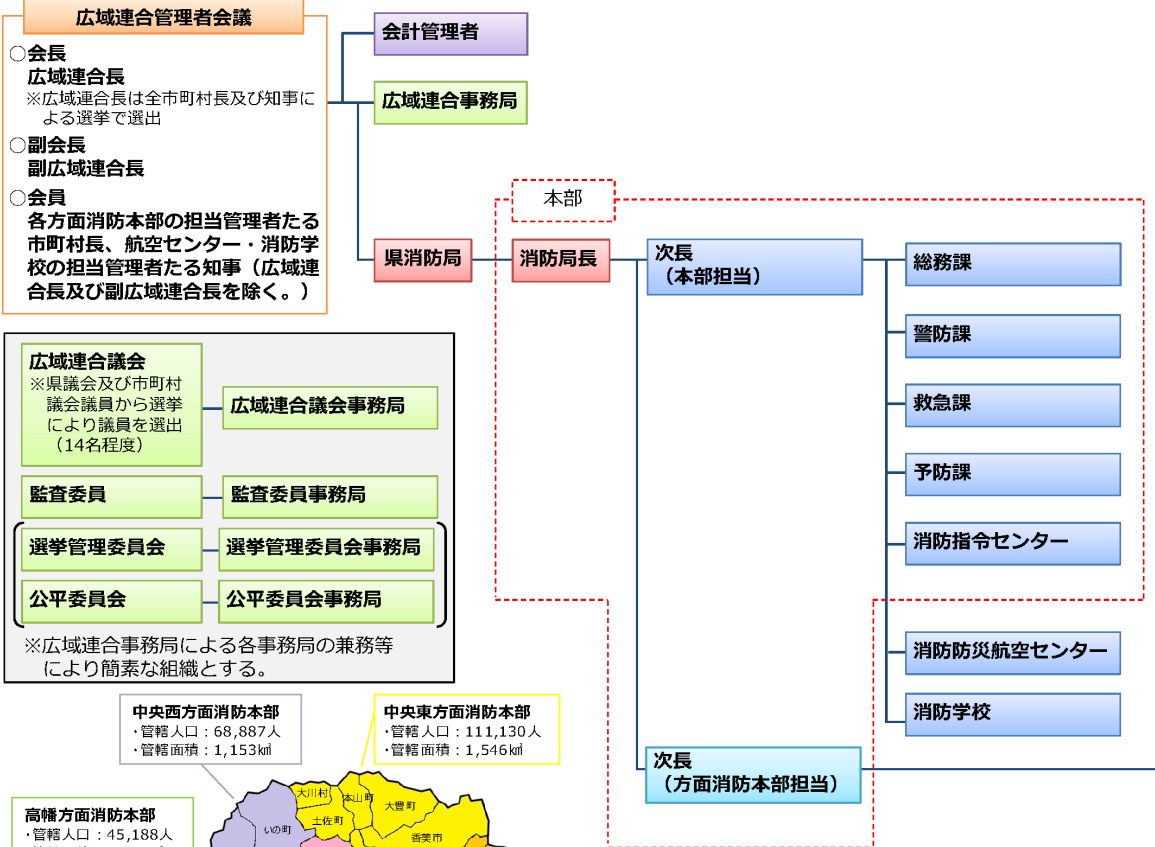
資料 4

令和 8 年 1 月 7 日

第 3 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

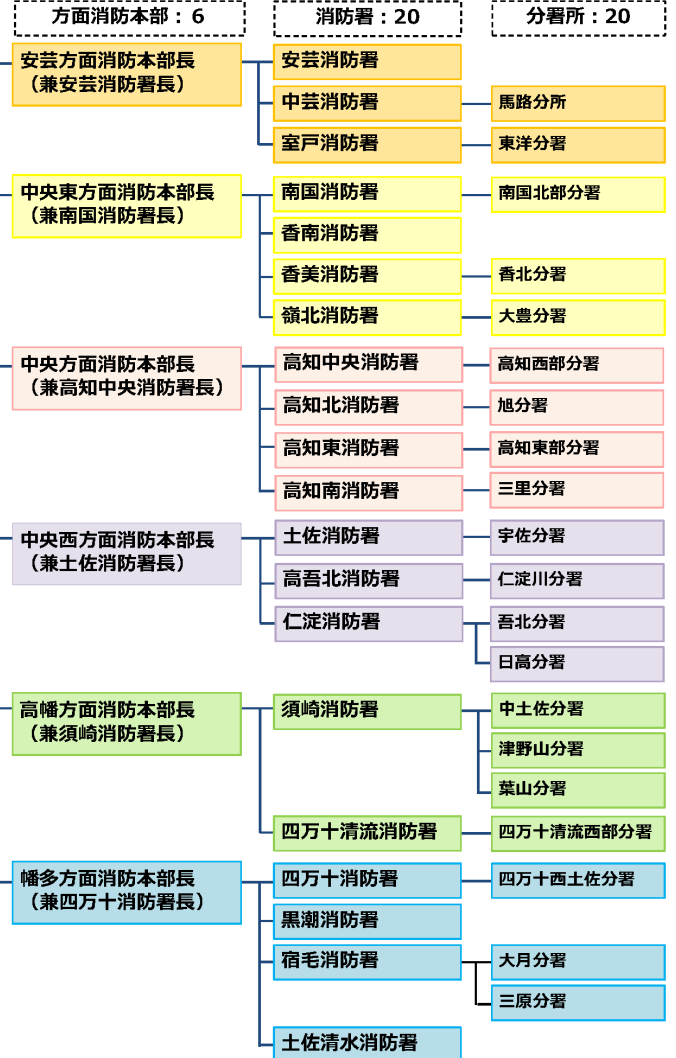
### 高知県消防広域連合 組織図（案）

※名称は全て仮称



### 方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部ごとに設置）

- 会長（方面消防本部の担当管理者たる市町村長）  
※管轄内市町村の長から選出する。
- 委員（管轄内各市町村の長）  
※中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名



令和4年度に実施した調査によると、平成18年度以降に広域化を検討した、もしくは広域化が実現した消防本部においては、都道府県や中心となる消防本部の積極的な取組により検討が進んだという意見が見られた。

全消防本部（723消防本部）

66.8%

（消防の広域化が法制化された平成18年以降に）  
広域化を検討（483消防本部）

11.3%

（消防の広域化が法制化された平成18年以降に）  
広域化を実現（55消防本部）

## 広域化を検討

483本部のうち430本部において、他団体からの働きかけにより検討が進捗したと回答。

### 都道府県による主な働きかけの具体的内容

- 消防本部に対し、将来的な少子化に伴う人材不足や、厳しい消防財政が改善されることを資料化して説明
- 広域化の気運醸成を促すため、消防本部に対して検討会や協議の場の設置するよう働きかけを実施
- 消防本部の求めに応じてオブザーバーとして参画し、広域化に関する情報提供や、課題解決に向けた助言を実施
- 県が事務局となり、事務委託や広域連合等、広域化の実施方法や事務の進め方に関する資料を準備・説明

### 地域の中心的な消防本部による主な働きかけの具体的内容

- 関係消防本部の消防現況等について情報交換を実施
- 現場到着時間の調査や現行消防力の比較調査等により、本格的な検討を開始する上での必要な資料を取りまとめ

全消防本部（723消防本部）

66.8%

（消防の広域化が法制化された平成18年以降に）  
広域化を検討（483消防本部）

11.3%

（消防の広域化が法制化された平成18年以降に）  
広域化を実現（55消防本部）

## 広域化の実現

55本部のうち、多くの消防本部において、主に以下の理由により調整が円滑に進んだと回答。

### 都道府県による主な調整

- 消防本部が設置した会議体に参画し、調整が難航している場合、議題を絞った個別の会議等を開催
- 首長・首長部局（企画部門、財政部門）等への説明の同席や市町村議会への出席を実施

### 地域の中心的な消防本部の役割

- 消防本部の部長級を委員とする研究会を設置し、今後の消防組合の在り方について具体的な検討実施を呼びかけ
- 事務局として、消防広域化ブロック連絡会を主体的に進めた
- 例規等の整備を検討するため、管理職となる職員を協議会に派遣
- 協議会の事務局長を務め、検討課題の整理や意見集約、財政シミュレーション等を実施
- 事務局として関係する首長及び議会へ説明を行った

（推進期限後の消防力の維持・強化に向けた検討に係る都道府県に対する調査の結果より作成）

主 体	広域化検討着手時	検討課程	広域化後
都道府県	<p><b>消防の広域化の機運醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部の中長期的な消防力シミュレーションの提示</li> <li>協議の場の設置を主導し、広域化に関する情報提供や課題解決に向けた助言</li> </ul> <p>等</p>	<p><b>消防本部間等の意見調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整が難航している消防本部間の調整会議の設定</li> <li>消防本部の求めに応じ、首長部局等への説明に同席</li> </ul> <p>等</p>	<p><b>広域化後の円滑な事務の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域化した本部に対する助言、支援</li> </ul> <p>等</p>
中心的な消防本部	<p><b>周辺消防本部への呼びかけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の消防本部の広域化の意向確認や消防現況についての情報交換</li> <li>現場到着時間の短縮効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施</li> </ul> <p>等</p>	<p><b>広域化後のあり方の具体的検討の主導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局として広域化協議会等へ職員を派遣</li> <li>広域化の手法や本部所在地等の調整を主導</li> <li>関係消防本部の構成市町村に対する説明</li> </ul> <p>等</p>	<p><b>広域化時に継続検討とされた事項に係る調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部ごとに異なる給与体系の統一調整</li> <li>市町村負担金の調整</li> <li>署所の再配置の検討</li> </ul> <p>等</p>

## 4. 消防の連携・協力について

## <再編整理後の新たな類型【7類型】>

### (1)これまでの類型【6類型】

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の  
予防業務における消防の連携・協力
- ④境界付近における消防署所の共同設置 → 廃止
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

### (2)消防本部の実施状況等を踏まえた新たな類型

- ① 部隊活動の高度化・共同化
  - 訓練の定期的な共同実施 ⑥へ
  - 現場活動要領の統一 ⑦へ
- ② 特殊な救助等専門部隊の共同設置 ④へ  
(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)
- ③ 資機材等の共同整備 ②へ

#### ①指令の共同運用

災害情報を一元的に把握し、効果的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の統計資料としての活用も容易になる。

#### ②消防用車両、資機材等の共同整備

車両等の購入費・維持管理費を効率化することができるほか、より高度な車両等の配置も可能である。

#### ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の 予防業務

ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

#### ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、 NBC災害対応隊等)の共同設置

特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等が図られる。

#### ⑤専門的な人材育成の推進

中核的消防本部が周辺消防本部職員を研修生として受け入れることにより、専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上が図られる。

#### ⑥訓練の定期的な共同実施

大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性のあるものとする事ができる。

#### ⑦現場活動要領の統一

知識・技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等が図られる。

## 消防指令センターの共同運用

○令和7年4月1日現在、**56地域（241本部）**において、消防指令センターの共同運用が行われている。  
（例：ちば消防共同指令センター(千葉市など全20本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市など全20本部・管轄人口約200万人)  
おおいた消防指令センター(大分市など全14本部・管轄人口約110万人、**全国初となる全県一区での指令の共同運用**)

○消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実**等を図ることができる。  
【メリットの例】

### ・整備費の削減

26地域（※）において、  
単独整備の場合と比べて**▲7.1～▲73.7%**（平均**▲39.1%**）  
の整備費削減 ※R5調査において、共同運用実施前後の整備費が比較可能な地域

### ・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**約3分の1**  
（98人→29人）となったことで、**現場要員の充実**が図れた。

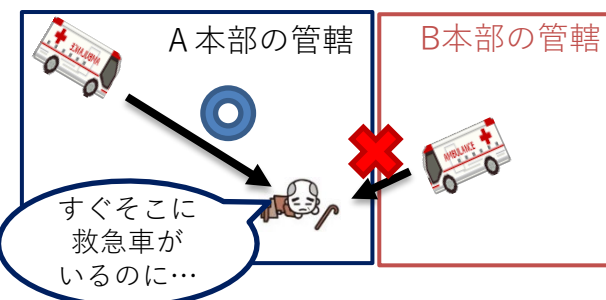
## 消防指令センターの高度な運用

○一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない  
→ **直近指令**：約27%（15地域）、**ゼロ隊運用**：約46%（26地域）、**双方とも実施**：約21%（12地域）

### 高度な運用をしていない場合

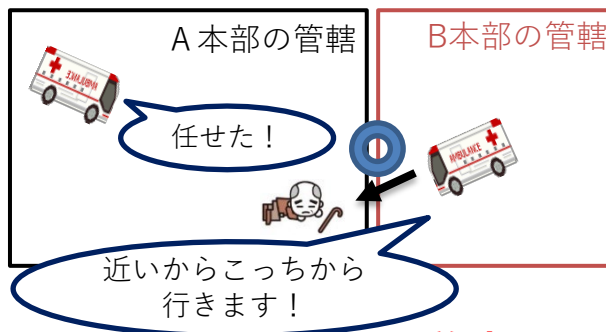
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



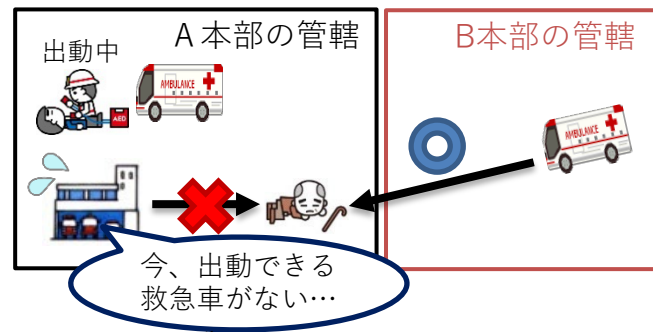
### 1. 直近指令

**現場に最先着できる隊**に自動的に出動指令を行う。



### 2. ゼロ隊運用

**出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊**に自動的に出動指令を行う。



**到着時間の短縮**を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件（CPA）の直近指令・約250件のゼロ隊運用**を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。

指令の共同運用では、整備費の削減、保守運用経費の削減、現場要員の充実及び現場到着時間の短縮等の効果が見込める。

## 整備費削減の事例

- ・中讃消防指令センター（香川県：3消防本部）  
⇒ **約4.3億円（約44%）**の削減（9.88億円→5.58億円）
- ・沖縄県消防指令センター（沖縄県：14消防本部）  
⇒ **約29.2億円（約66%）**の削減（44億円→14.8億円）
- ・いばらき消防指令センター（茨城県：20消防本部）  
⇒ **約130億円（約62%）**の削減（210億円→80億円）
- ・埼玉西部地域消防指令センター（埼玉県：4消防本部）  
⇒ **約7.6億円（約30%）**の削減（26.2億円→18.6億円）

## 保守運用経費削減の事例

- ・いばらき消防指令センター  
⇒ **約8.4億円（約67%）**の削減（12.6億円→4.2億円）
- ・上十三消防指令センター（青森県：2消防本部）  
⇒ **約5,000万円（約72%）**の削減（0.7億円→0.2億円）
- ・筑後地域消防指令センター（福岡県：7消防本部）  
⇒ **約1.0億円（約47%）**の削減（2.1億円→1.1億円）
- ・富山市消防局通信指令課（富山県：2消防本部）  
⇒ **約1,000万円（約15%）**の削減（0.7億円→0.6億円）

## 現場要員充実の事例

- ・県西部消防指令センター（富山県：2消防本部）  
⇒指令業務専従配置人員で**11人（約33%）**の削減（33人→22人）  
**※現場活動隊に配置**
- ・沖縄県消防指令センター（沖縄県：14消防本部）  
⇒指令業務専従配置人員で**69人（約70%）**の削減（98人→29人）  
**※兼任消防隊に配置**
- ・いばらき消防指令センター（茨城県：20消防本部）  
⇒指令業務専従配置人員で**142人（約71%）**の削減（199人→57人）  
**※指揮隊の発足など現場に配置**
- ・岩手県中央消防指令センター（岩手県：3消防本部）  
⇒指令業務専従配置人員で**32人（約53%）**の削減（60人→28人）  
**※警防人員に配置**

## 現場到着時間短縮の事例

- ※直近指令、ゼロ隊運用などの高度な運用を実施
- ・宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター（兵庫県：3消防本部）  
⇒救急現場到着所要時間が**平均4分53秒（最大10分25秒）短縮**
- ・東三河消防指令センター（愛知県：5消防本部）  
⇒救急現場到着所要時間が**平均7分38秒（最大9分22秒）短縮**
- ・海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター（神奈川県：3消防本部）  
⇒救急現場到着所要時間が**平均26秒（最大2分10秒）短縮**

※「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」から抜粋

## 高機能消防指令センターの共同運用の意義

- 指令の共同運用により、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができることに加え、**災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立される**などの効果が見込まれる。
- 現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「**直近指令**」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「**ゼロ隊運用**」などの**高度な運用**により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。
- **人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果**もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

## 取り組むに当たっての留意事項

- 都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、**消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させる**ことが必要である。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、**地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心**となり、**近隣の消防本部との広域的な連携**を図ること。
- 指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるが、現状、**指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要**である。
- 指令の共同運用を行う規模については、広域化と同様、一般論としては、**規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要**がある。

平成28年6月1日運用開始

設置場所:水戸市役所内原出張所内

協議会方式

## 20消防本部の広域共同運用を実現

### ＜共同運用実現まで＞

経緯: 県消防長会からの具申で県域1ブロックでの共同運用を前提として推進したものの難航。H23年に任意協議会を立ち上げ、協議の中で各消防本部が参加の可否を判断  
 検討体制: 推進委員会→任意協議会→法定協議会  
 検討結果:

- 運用開始年月日はデジタル消防救急無線への更新に合わせることにした
- 設置場所は広域の共同運用であることから、交通の便に優れる水戸市役所内原出張所とした
- 共同処理する業務範囲は人為的操作を省力化することを基本的考え方として検討
- 財源は構成団体からの負担金。負担割合は指令業務共同整備費・維持管理費とも人口割9:均等割1
- 勤務体制は2部制・3部制・4部制から検討し4部制が適当とした

※実運用の中で、4部制の場合遠方の消防本部の通勤の負荷が大きい(明けによる非番がないため)との課題が顕出し、後に2部制に改められた

- 配置人員数は、職員の専従化・スキルアップ等により必要最小限の人員で効率的な指令センター運営が発揮できる人員体制を基本として算出

### 新体制への移行手続き:

- 口頭指導プロトコルについては、県MCが主導して指令センターとプロトコルの原案を策定し、各地区MCの承認を得る形で実施
- 総合習熟訓練・無線機器習熟訓練・消防本部実践習熟訓練を実施

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会	(任意協議会)		(法定協議会)			
整備・運営方式の調整	→		→			
整備・運営費用の負担方法の調整	→		→			
指令センター設置場所の調整	→		→			
その他整備・運営に関する検討	→					
共同指令センター(指令設備)						
運用上の課題(部隊運用・市民サービス手法等)の検討	→			→		
データベース(地図検索等)作成	→			→		
基本設計・実施設計	→			→		
発注事務	→			→		
施設・設備工事	→			→		
システム総合稼働テスト	→			→		
習熟運用	→			→		
119番切替作業(順次稼働)	→			→		
稼働	→					

### ＜共同運用の実施＞

体制: 指令局は48人(2交代制/身分は協議会と本部の併有)

### 共同処理する業務範囲:

- 基本業務(通報受付・災害種別等決定・出動車両編成・出動指令・現場活動の支援等)
- 消防関連業務(関係機関との連絡・対応、応援要請・口頭指導等)

消防指令システム: III型

高度な運用: ゼロ隊運用、外部システムとの事案連動、無線チャンネルの共有等

### ＜効果＞

- 整備費で**130億円**の削減効果(210億円→80億円)
- 維持管理費で**8.4億円**の削減効果(12.6億→4.2億円)
- 142人**の人員削減効果(199人→57人)
- 構成消防本部の車両動態を管理することで応援体制の迅速化を実現し、消防力の強化に繋がった

### ＜課題＞

- 管轄が広域なため遠方の消防本部からは通勤の負担が大きい

### ＜対策＞

- 高速道路利用料金は費用弁償の対象
- 通勤距離50km程度の職員は民間アパートを借り上げ、上限5,1000円の補助



### 消防用車両、資機材等の共同整備

#### 概要

はしご自動車や特殊災害車両等、出勤頻度の高くない車両や、NBC関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについて、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して活用する体制とする。

＜共同整備が想定される消防用車両等(例)＞



はしご自動車



化学消防車

＜共同整備が想定される資機材等(例)＞



油圧式救助器具  
事故車両から要救助者を搬出するために車体を切り広げる資機材



画像探査装置  
倒壊した建物のがれき等の狭い隙間から首振りカメラで要救助者を探査する資機材

#### 効果

- ・ 高度な車両や高度な資機材の配置が可能となることによる、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上
- ・ 車両や資機材の購入費・維持管理費の抑制

#### 実績

「消防用車両等の共同整備」の実績（資機材等の共同購入は実績なし）  
令和7年4月1日 **12地域25消防本部**で実施

内訳 はしご車：12地域25消防本部  
化学車：1地域 2消防本部

### 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

#### 概要

高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、広域的な圏域での共同実施や、調査隊の共同設置等を行う。

#### 効果

- ・ 職員の知識・技能の向上が図られることによる複雑事案への対応能力の向上

#### 実績

令和7年4月1日 **6地域29消防本部**で実施



火災原因調査  
ノウハウの共有等



査察・違反処理  
知識の向上等

# 連携・協力の類型（特殊な救助等専門部隊の共同設置／専門的な人材育成の推進）

## 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置

### 概要

高度な技術や知識が求められる特殊な災害に効果的・効率的に対応するため、水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などの専門部隊を共同で設置するとともに、使用する資機材についても共同で整備する。

#### < 共同部隊（例） >

#### < 共同整備する資機材（例） >



水難救助隊



山岳救助隊



NBC災害対応隊



ドローン隊



災害対応ドローン



水中ドローン



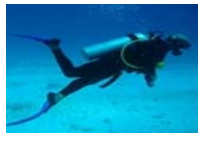
水中無線機



化学剤検知器



除染テント



潜水資機材

### 効果

- ・ 特殊な災害に特化した専門部隊の共同設置による災害対応力の向上
- ・ 専門的な人材の育成の負担の軽減
- ・ 資機材の共同整備による整備費・維持費の削減
- ・ 若年職員の意識向上や職場としての魅力向上

### 実績

なし ※ただし、10本部から既存の連携・協力以外に考えられる「新たに考えられる連携・協力」としての意見があった。

## 専門的な人材育成の推進

### 概要

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れる。

### 効果

- ・ 専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが可能

### 実績

令和7年4月1日 1地域15消防本部で実施



## 訓練の定期的な共同実施

### 概要

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に訓練の共同実施を行う。

<訓練の共同実施(例)>



<高度な訓練施設(例)>



「高所訓練施設」



「街区火災対策訓練施設」



「震災対策訓練施設」



「山岳救助訓練施設」

### 効果

- ・ 知識や技術の向上 (警防体制の高度化)
- ・ 相互応援における活動の効率化
- ・ 大規模災害時における緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化
- ・ 高度な訓練施設の整備

### 実績

令和7年4月1日現在

**4地域10消防本部**で実施

## 現場活動要領の統一

### 概要

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。

### 効果

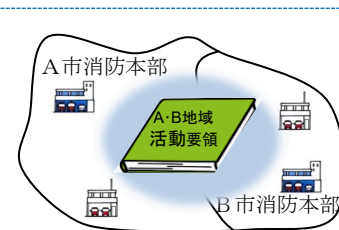
- ・ 知識や技術の向上 (警防体制の高度化)
- ・ 相互応援における活動の効率化
- ・ 大規模災害時における緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化

### 実績

令和7年4月1日現在

**1地域2消防本部**で実施

<現場活動プロトコル等の統一(例)>





「消防の広域化」は、消防事務の包括的な連携であるのに対し、「消防の連携・協力」は、消防事務の一部の連携であるため、広域化によってしか得られない効果がある。

## 【広域化による効果】

○統一指揮下での部隊運用

**指揮命令系統の一本化**による円滑な部隊運用

・熊本市消防局：広域化後、熊本地震での統一指揮による円滑な災害対応

○受援体制の構築

長期化する災害の中で交替体制を設けつつ、災害対応体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援を行うための体制整備

・円滑な受援に必要な人数：約20名（平成29年、30年豪雨災害）  
※指揮本部、活動拠点、宿営場所等へ職員を派遣

○初動体制の確保

応援部隊到着までの体制確保・拡充

・平成30年7月豪雨：緊援隊到着まで**約7時間**（近隣も被災）

## 【連携・協力による効果】

○活動要員の増強、業務の高度化

指令の共同運用等  
（指令要員の再配置による現場要員の増強 等）

### 本部機能統合による人員再配置

・宇部・山陽小野田消防局：**指揮隊**2隊新たに配備  
・小田原市消防本部：火災出動車両 6台 → 10台、新たに**高度救助隊設置**

○現場到着時間の短縮

指令の共同運用等  
（管轄を超えた直近署所からの出動による短縮 等）

**署所の適正配置**、部隊の適正配置による時間短縮

○経費削減

指令の共同運用、消防用車両の共同設置等  
（指令システム整備費の縮減 等）

### スケールメリットによる経費削減

・埼玉西部消防局：車両の一括購入  
（5年で約△7.2億円の削減）

等

広域化によってしか得られない効果

広域化によりさらに向上する効果

# 5. 国の支援策

## 1 システム構築の背景及びシステム概要

### ○背景

- 消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用等(以下「広域化等」)を検討するにあたり、「管轄区域を越えた出動による消防用車両の到着時間短縮果」や、「署所の新設、移転、又は統廃合による最適配置の見直し」等の分析について、消防本部独自では実施困難であり、かつコンサルに委託する費用負担が課題との声が多い。
- 地図データを基に経路探索等が可能なソフトの開発及びシステム構築を行い、広域化等の検討を支援することとした。

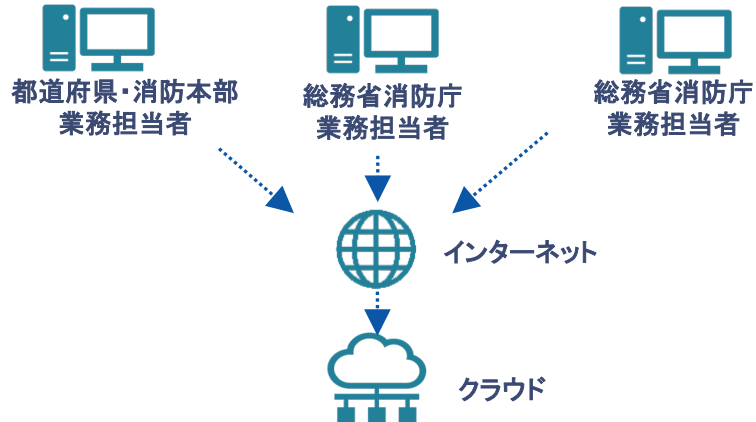
### ○システム概要

- 広域化等により、**現場到着時間が短縮する区域や具体的な短縮時間について、地図上に可視化**して分析するためのもの。
- 区域ごとの出動件数など、**必要なデータを追加で取り込むことも可能**。

## 2 運用開始

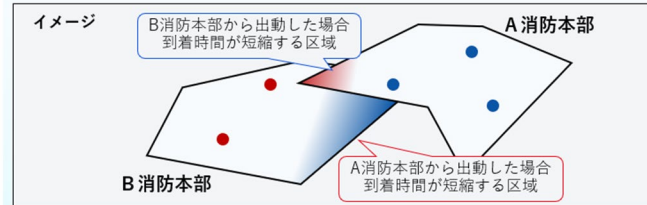
令和5年10月

## 3 システム構成図

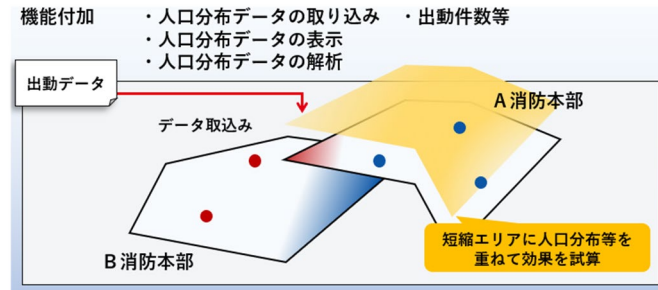


## 4 システムイメージ図

- 拠点から各エリアへの到着時間算出
- 拠点から各エリアへの到着時間による色分け表示
- 拠点の登録・移動



地図データに消防本部(出張所等を含む)の所在地及び管轄エリアを登録することで、現場到着時間の算出が可能  
さらに、到着時間に応じた色分けも実現



## 5 システム導入により期待できる効果

- 隣接消防本部の管轄エリアも含め、現場到着時間が短縮される区域と短縮時間を視覚的に表示することで、**広域化等を検討する際の有益な資料**となる。
- 人口分布や火災の発生場所等のデータを付加することで、**広域化等の効果について、より詳細に試算**でき、地域の実情に即した検討が可能となる。
- 各種データを取り込むことで、**署所の再配置の分析等も可能**となる。

# 消防広域化推進アドバイザー制度

## 1 趣旨

消防の広域化及び連携・協力を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

## 2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力(指令業務)を実現した実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。

なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

## 3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための**具体的な方策に関する助言、情報の提供等**を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

## 4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られた後、消防庁より正式な派遣依頼書を発出し、依頼元(都道府県等)とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議を行う。

## 5 令和7年度のアドバイザー

No.	所属等	広域化事例等
1	とちか広域消防局	6 消防本部(単独1、組合5)19市町村で一部事務組合を設立し広域化
2	いばらき消防指令センター	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用
3	埼玉東部消防組合消防局	5 消防本部(単独4、組合1)が一部事務組合を設立し広域化
4	草加八潮消防局	2 消防本部(単独2)が一部事務組合を設立し広域化
5	松戸市消防局	6 消防本部(単独6市)の協議会を設立し指令の共同運用 R3から新たに4消防本部が加わり、10消防本部で共同運用
6	小田原市消防本部	1 消防本部(組合)の構成市町が小田原市(単独)へ消防事務を委託し広域化
7	茅ヶ崎市消防本部	2 消防本部(単独2)の1市1町が指令の共同運用を経て広域化
8	砺波地域消防組合消防本部	2 消防本部(単独、組合)が一部事務組合を設立し広域化 2 消防本部(単独2)と指令の共同運用
9	静岡市消防局	3 消防本部(単独2、組合1)の構成市町が静岡市(単独)へ消防事務を委託し広域化
10	名古屋市消防局	7 消防本部(単独5、組合2)の構成市町から名古屋市(単独)へ指令事務を委託し 8 消防本部で共同運用
11	大阪南消防局	すでに広域化していた2消防本部を含めた3消防本部で一部事務組合を設立し広域化
12	奈良県広域消防組合消防本部	1 1 消防本部(単独4、組合7)と1 非常備村が一部事務組合を設立し広域化
13	山陽小野田市	2 消防本部(単独2)が一部事務組合を設立し広域化
14	久留米広域消防本部	8 消防本部(単独5、組合3)が協議会を設立し指令の共同運用 2 消防本部(組合1、単独1)が指令の共同運用を経て広域化 現在7 消防本部(単独4、組合3)で指令の共同運用
15	大分市消防局	13消防本部の構成市町村が大分市へ指令事務の委託をし 県内全14消防本部による指令の共同運用

16名※松戸市消防局は2名在席

## 6 令和4年度～令和6年度までの派遣実績について

年度	No.	開催県	開催元	開催日付	備考
令和4年度	1	秋田県	秋田県総務部総合防災課	R4.6	対象：秋田県消防広域化協議会 作業部会幹事 内容：指令の共同運用に関する勉強会
	2	茨城県	茨城県防災危機管理部消防安全課	R4.7	対象：関係消防本部(常陸太田市、常陸大宮市、大子町)、茨城県 内容：消防広域化に関する隣接消防本部の勉強会
	3	埼玉県	埼玉県坂戸市議会	R4.8	対象：坂戸市議会議員 内容：研修会の中で消防行政の広域化について説明
令和5年度	4	千葉県	千葉県防災危機管理部消防課	R4.8	対象：印旛地域市町の関係部課長他 内容：第2回消防広域化に係る印旛地域関係部課長・消防会議での講演
	1	新潟県	新潟県庁	R5.7	対象：新潟県庁広域化担当職員 内容：広域化及び連携・協力に関する勉強会
	2	山口県	周南市消防本部	R5.8	対象：関係消防本部職員 内容：指令の共同運用に関する研修会
	3	福井県	福井県庁	R5.9	対象：福井県庁及び関係消防本部 内容：指令の共同運用に関する勉強会
	4	高知県	高知県庁	R5.11	対象：高知県内各消防長 内容：高知県消防広域化検討会での講演
令和6年度	5	熊本県	熊本県庁	R5.12	対象：熊本県内各消防本部、関係市町村担当課長、熊本県消防保安課職員 内容：指令の共同運用、デジタル無線の共同利用に関する勉強会
	1	鳥根県	鳥根県庁	R6.8	対象：県内消防本部の職員及び市町村消防担当職員 内容：消防関係担当者会議での講演(指令の共同運用)
	2	高知県	高知県庁	R6.9	対象：県内市町村及び消防本部の担当課長等 内容：第2回高知県消防広域化に関する市町村担当課長連絡会での講演
	3	北海道	北海道庁	R6.9	対象：道内消防本部職員 内容：市町村の消防の広域化等に関する北海道ブロック説明会での講演
	4	新潟県	新潟県庁	R6.10	対象：新潟県指令業務の共同運用検討委員会委員 内容：第2回新潟県指令業務の共同運用検討委員会での講演
5	兵庫県	尼崎市消防局	R7.1	対象：関係消防本部職員(尼崎市消防局、西宮市消防局) 内容：指令業務の共同運用に関する勉強会	

※過去3年間で14件の派遣実績あり

# 消防の広域化の推進に係る財政措置 (赤字→令和8年度拡充項目)

消防の広域化	都道府県	普通交付税	<b>消防広域化推進経費</b> ・ 広域消防運営計画の作成等に関する情報提供若しくは助言、消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	<b>広域化対象市町村に対する支援に要する経費</b> ・ 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費 ・ <b>協議会の設置・運営、広域消防運営計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費</b>
	市町村	特別交付税 [※1]	<b>消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7）</b> ・ 広域消防運営計画策定経費 ・ 広域化協議会負担金 ・ 協議会委員報酬 ・ 広報誌作成費 等
			<b>消防広域化臨時経費</b> ・ 消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・ 消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・ 業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 ・ <b>広域化に参画する消防本部又は既に広域化した消防本部が、消防指令システムの統一までの間、現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。）</b> 等
	地方債	地方債	<b>防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3]</b> ・ 消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター [※4] [※5] をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・ 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・ 消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備 [※5]（広域化後5年度以内に完了するもの。）
			<b>一般事業債・一般補助施設整備等事業債</b> ・ 消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮	

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5。  
 ※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。  
 ※3 広域化後10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和12年度までである。  
 ※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化している消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから広域化に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）。  
 ※5 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）。

# 消防の連携・協力の推進に係る財政措置 (赤字→令和8年度拡充項目)

消防の連携・協力	都道府県	<p><b>連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費</li> <li><b>協議会の設置・運営、連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費</b></li> </ul>
	特別交付税 [※1]	<p><b>消防連携・協力準備経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携・協力による高機能消防指令センターの共同運用に参画する消防本部が、消防指令システムの統一までの間、現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。）</li> <li>連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等</li> </ul>
		<p><b>消防連携・協力臨時経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費</li> </ul>
		<p><b>防災対策事業債</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高機能消防指令センターの整備 [※3] [※4]（連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するもの。）</li> <li>消防用車両等の整備 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けた後5年度以内に完了するもの。）</li> <li>訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するもの。）</li> </ul>
	市町村	<p><b>地方債</b> [※2]</p> <p><b>緊急防災・減災事業債</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高機能消防指令センターの整備 [※3]（連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するもの。）</li> <li>消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けた後5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等</li> <li>訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了するもの。）</li> </ul>
	補助金 優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は0.5。  
 ※2 連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和12年度までである。  
 ※3 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に連携・協力を行っている消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）。  
 ※4 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）。

## 背景・課題

- 令和6年3月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、都道府県がリーダーシップを発揮して、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等に取り組むことを求めた
- 広域化の検討を始めたきっかけとして、令和7年6月に実施した調査では57本部が「都道府県の関与」を挙げており、都道府県の積極的な関与が広域化の検討の加速化につながると考えられる
- 以上のことは、連携・協力（指令の共同運用等）の場合も同様

## 施策の概要

- 都道府県がリーダーシップを発揮して、消防の広域化や連携・協力に取り組む市町村を積極的に支援する取組を推進することにより、消防の広域化等の検討の加速化を図る

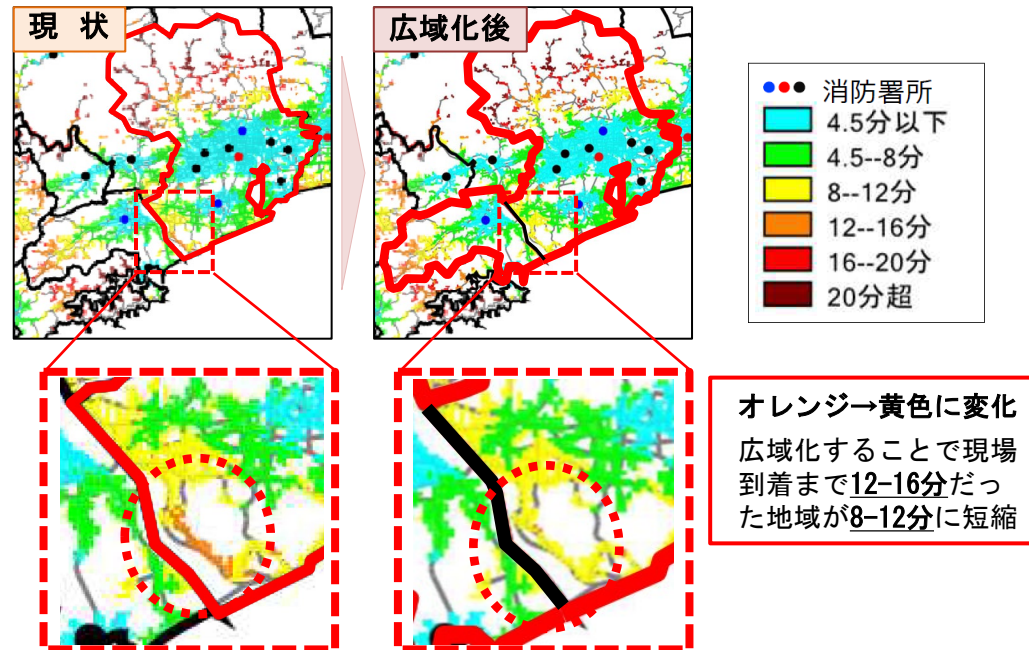
## 財政措置

- 都道府県が行う協議会の設置・運営、広域消防運営計画又は連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）

## 今後の取組・留意事項

- 都道府県は、協議会の設置・運営や広域消防運営計画又は連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションを行うことにより、広域化や連携・協力に取り組む市町村をより積極的に支援していくことが必要

## 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



【広域化のシミュレーションのイメージ】

# 消防の広域化に伴う消防指令システムの統一に係る財政措置（拡充）

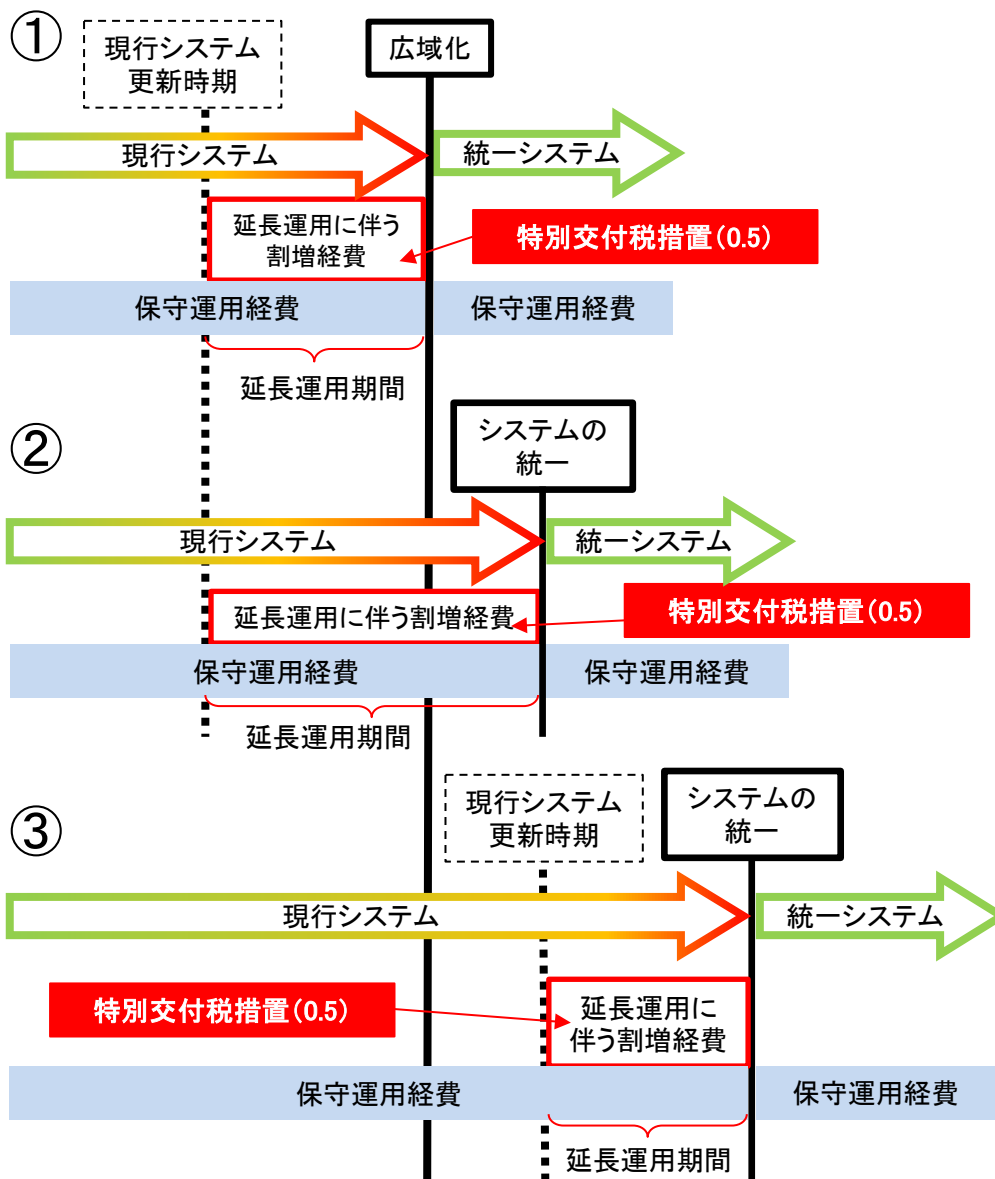
## 経過・財政措置

○ 令和5年度から、広域化を前提として指令の共同運用に参画する消防本部が、消防指令システムの統一までの間、現行システムの更新時期を延長して運用する場合において、これに伴い生じた通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。）に対し、特別交付税措置（措置率0.5）を講じているが、**広域化の場合も同様の状況が生じうる。**

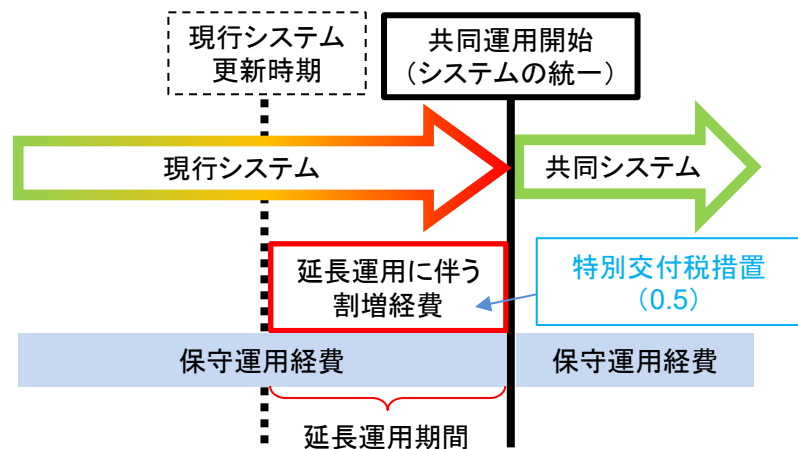
○ 令和8年度から、**広域化に参画する消防本部又は既に広域化した消防本部が、消防指令システムの統一までの間、現行システムの更新時期を延長して運用する場合において、これに伴い生じた通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。）に対し、特別交付税措置（措置率0.5）を講ずることとしている。**

※都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに終わるものに限る。

## 広域化に伴う消防指令システムの統一（R8～）



## 広域化を前提とした指令の共同運用（R5～）



# 財源の活用：消防庁舎（「広域化」に伴う新築、増改築）

## 対象事業

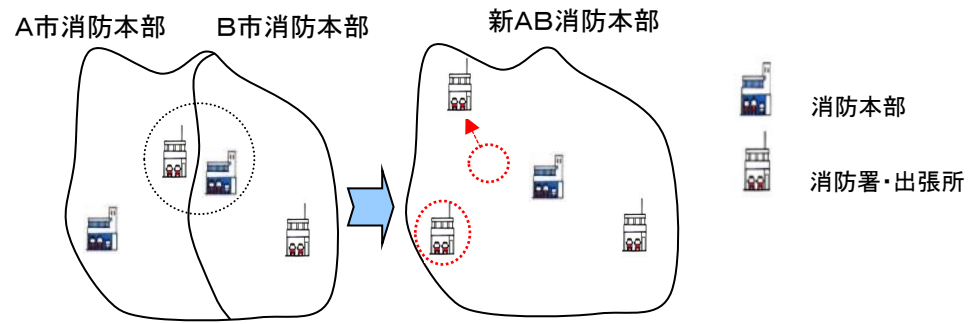
- 広域消防運営計画等に基づき必要となる「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター）の増改築（消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものは新築も対象）
- 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を「消防署所等」として有効活用するために必要となる改築

## 留意事項

- 「広域消防運営計画等」に基づき実施するものに限る
  - ・広域化後10年度以内に完了する事業
  - ・広域化前に着手するものも対象
- 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築とは、広域化による管理部門の合理化等により新たに現場活動要員や消防車両等を配置するために必要となるものなど、機能を強化するための事業が対象。したがって、消防本部（高機能消防指令センターを除く）、職員宿舍及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象外
- 新築が対象となる署所等の再配置とは、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や非常備消防地域を管轄する署所等を新設する場合など。単なる署所等の更新は対象外
- 高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る

## 【事業イメージ】

<消防署所等の再配置イメージ図>



消防署所等（奈良県広域消防組合）



消防署・訓練施設（奈良県広域消防組合）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

## 財政措置（地方債）

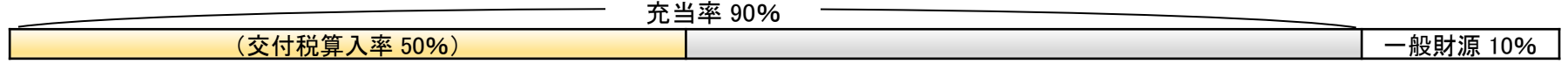
- 緊急防災・減災事業債【令和12年度までの時限措置】



- 防災対策事業債



- 防災対策事業債（デジタル化関連事業等） ※高機能消防指令センターに限る



# 財源の活用：常備消防の車両資機材（広域化、連携・協力に伴い整備される車両・資機材）

## 対象事業

- ① 「連携・協力実施計画」に基づき必要となる消防用車両等の整備、又は、「広域消防運営計画等」に基づく「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター）の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- ② 「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等

## 【事業イメージ】

### ①の事業



消防ポンプ自動車



救急自動車



化学消防車



はしご自動車



消防艇

### ②の事業



潜水資機材



化学剤検知器

など

## 留意事項

### 〈共通事項〉

- 広域化、連携・協力の実施前に着手するものについても対象
- 広域化後5年度以内に完了する事業、連携・協力実施計画に位置づけた後5年度以内に完了する事業をそれぞれ対象

### 〈連携・協力〉

- 複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の対象
- 「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等は緊急防災・減災事業債の対象（消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車は防災対策事業債の対象）
- 「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等は、特別交付税の対象

## 財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

### <①の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和12年度までの時限措置】 充当率 100%



- 防災対策事業債（デジタル化関連事業等）※広域化、連携・協力に伴うもの 充当率 90%



### <②の事業>

- 特別交付税（「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等） 一般財源



# 財源の活用：訓練施設（「連携・協力」に伴う新築、増改築）

## 対象事業

- 消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練等のための訓練施設の整備（新築・増改築）

## 【事業イメージ】



## 留意事項

- 「連携・協力実施計画」に基づき実施する以下の要件を満たす訓練施設の整備に限る
  - ・ NBC災害等の特殊災害又は風水害、地震等の大規模災害を想定した高度な訓練が可能な施設
  - ・ 複数の消防本部が連携した訓練が実施できる規模の施設
- 「連携・協力実施計画」において、訓練施設の整備計画が定められていること

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

## 財政措置（地方債）

- 緊急防災・減災事業債【令和12年度までの時限措置】

充当率 100%



- 防災対策事業債

充当率 75%



# 財源の活用：高機能消防指令センター

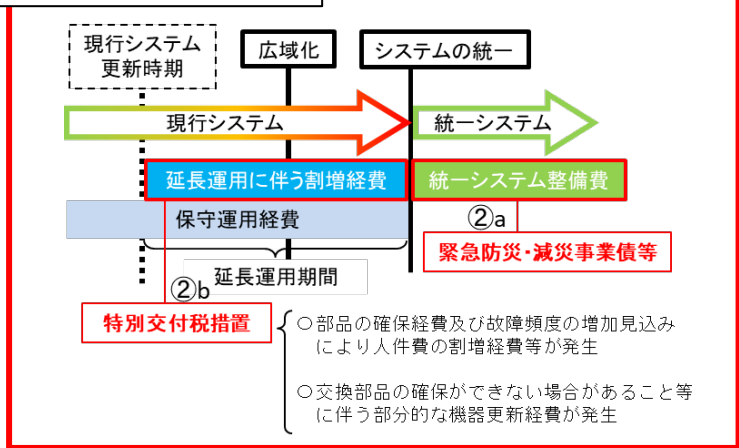
## 対象事業

- 高機能消防指令センターの整備
  - ① 単独消防本部による高機能消防指令センターの整備
  - ② 広域化又は連携・協力に基づく高機能消防指令センターの共同化
    - a 広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画に基づく高機能消防指令センターの整備
    - b 広域化に参画する消防本部若しくは既に広域化した消防本部又は連携・協力による高機能消防指令センターの共同運用に参画する消防本部が、消防指令システムの統一までの間、現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じる割増経費

## 留意事項

- <共通事項>
- 消防指令システムについては消防庁が示す標準仕様書に基づき整備(新設・更新)するものに限る
- <②aの事業>
- 広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備であり、広域化後10年度以内に完了する事業又は連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了する事業(広域化、連携・協力の実施前に着手するものも含む)
  - 既に広域化又は連携・協力(指令の共同運用)を行っている消防本部も対象
  - 広域化又は連携・協力に至っていないが、広域化又は連携・協力に向けた具体的な取組が確認された消防本部も対象
- <②bの事業>
- 「消防の連携・協力による高機能消防指令センターの共同運用の実施にあたっての財政措置について(通知)」(令和5年3月14日付け消防消第92号消防庁消防・救急課長通知)又は「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について(通知)」(令和8年3月24日付け消防消第87号消防庁消防・救急課長通知)に掲げる要件を満たしている必要がある

## 【事業イメージの一例】



## 財政措置(補助金、地方債、特別交付税)

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」・「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

### <①の事業>

- 消防防災施設整備費補助金(消防指令システム整備分のみ対象) 充当率 90%
 

【補助率】1/3	一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※	一般財源
----------	------------------------	------
- 防災対策事業債 充当率 75%
 

(交付税算入率 30%)		一般財源 25%
--------------	--	----------

### <②aの事業>

- 消防防災施設整備費補助金(消防指令システム整備分のみ対象) 充当率 90%
 

【補助率】1/3	一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※	一般財源
----------	------------------------	------
- 緊急防災・減災事業債【令和12年度までの時限措置】 充当率 100%
 

(交付税算入率 70%)	
--------------	--
- 防災対策事業債(デジタル化関連事業等) 充当率 90%
 

(交付税算入率 50%)	一般財源 10%
--------------	----------

### <②bの事業>

- 特別交付税 一般財源
 

特別交付税 措置率 0.5	
---------------	--